

素案

第2次嘉麻市 公共施設等適正化基本方針

令和8年4月策定

目次

計画編

第1章 計画策定・改訂の背景と目的など

1. 背景・目的	1-1
2. 計画の位置づけ及び対象範囲	1-2
3. 方針期間	1-3

第2章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 公共施設の保有量の縮減	2-1
2. 点検・診断等の実施方針	2-1
3. 安全確保の実施方針	2-1
4. 長寿命化の実施方針	2-1
5. 民間活力（PPP／PFI等）活用の考え方	2-1
6. 維持管理・修繕・更新等の実施方針	2-2
7. 耐震化の実施方針	2-2
8. 統合や廃止の推進方針	2-2
9. 用途廃止となった施設の利活用推進方針	2-2
10. ユニバーサルデザイン化の推進方針	2-2
11. 脱炭素化の推進方針	2-3
12. 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方	2-3
13. 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	2-3
14. 広域連携などの取組	2-3
15. 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方	2-3

第3章 公共施設等適正化基本方針の推進にあたって

1. 全庁的な取組体制の構築方針	3-1
2. 情報開示	3-1
3. PDCA サイクルの推進方針	3-1

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物	4-1
2. インフラ資産	4-4

第5章 現状や課題に関する基本認識

1. 現状や課題	5-1
2. 人口減・構造変化による施設のあり方	5-2
3. 施設の老朽化	5-2
4. 財源の確保	5-2

資料編

第6章 嘉麻市の概要

1. 嘉麻市の特性	6-1
2. 人口	6-2
3. 財政状況	6-4

第7章 公共施設等の現状

1. 施設保有量	7-1
2. 施設整備量の推移	7-7
3. 老朽化比率（有形固定資産減価償却率）の推移	7-9
4. 維持管理・更新等に係る経費	7-10
5. 過去に行った対策の実績	7-17

計画編

第1章 計画策定・改訂の背景と目的など

1. 背景・目的

これまで、我が国においては、高度経済成長期から急激な人口増加や住民のニーズなどに応じて、庁舎・教育施設・公営住宅・図書館などの多くの「公共施設」や道路・上下水道などに代表される「インフラ資産」も含めた数多くの公共施設整備が進められてきました。現在、その当時建築、建設された公共施設等の築年数は30年以上経過しています。

一方、財政面においても、世界経済は、コロナ危機から回復に向かっていましたが、ロシアのウクライナ侵攻や不安定な中東情勢、さらにはトランプ関税による自由貿易の終焉などにより、先行きの成長下振れ懸念が強まっています。このような財政状況に加え、少子高齢化などの社会構造の変化により、成長率の鈍化に伴う税収の減少リスクも予測されています。このような状況は、地方においても例外ではありません。

さらに、全国の自治体は、過去に建設された公共施設等がこれから大量更新の時期を迎えることとなりますが、老朽化する公共施設等に関わる建て替えや改修などの更新費用も増加することが予想されます。各自治体の財政が依然として厳しい状況下にある中で、今後の公共施設等の運営は人口減少等の要因もあり、利用需要が低下していくことは想像に難くありません。

これらを鑑み、本市においても、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされています。

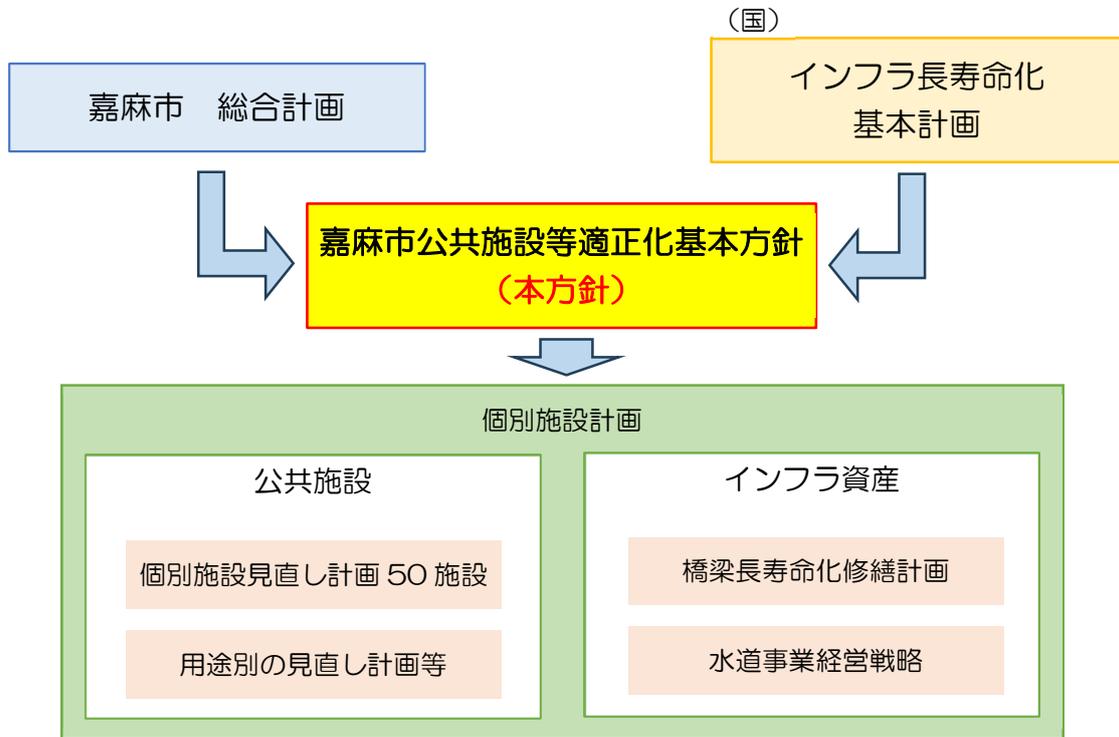
また、この問題を財政上の問題として単純に、施設の総量縮小やコスト削減のみで対処するのではなく、自治体経営とまちづくりを再考する好機と捉え、公共施設等の建設、維持、運営に関する民間の資金活用（PFI）や官民連携（PPP）を推進し、持続可能で豊かなまちをどのように形成していくのか、自治体の知恵と工夫が問われているといえます。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」が平成25年6月14日閣議決定され、「インフラの老朽化が急速に進展する中、＜新しく造ること＞から＜賢く使うこと＞への重点化が課題である」との認識の下、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。その中に、自治体の役割である行動計画が示されており、平成26年4月には各地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示した「公共施設等総合管理計画」の策定要請に基づき、平成27年度に「嘉麻市公共施設等適正化基本方針」（以下、「本方針」）を策定しました。

この度、方針期間10年が満了したことから今までの方針を第1次に改め、これまでの取組や市を取り巻く状況の変化を把握し、反映させて、新たに取り組みを進めるために本方針を第2次として策定します。

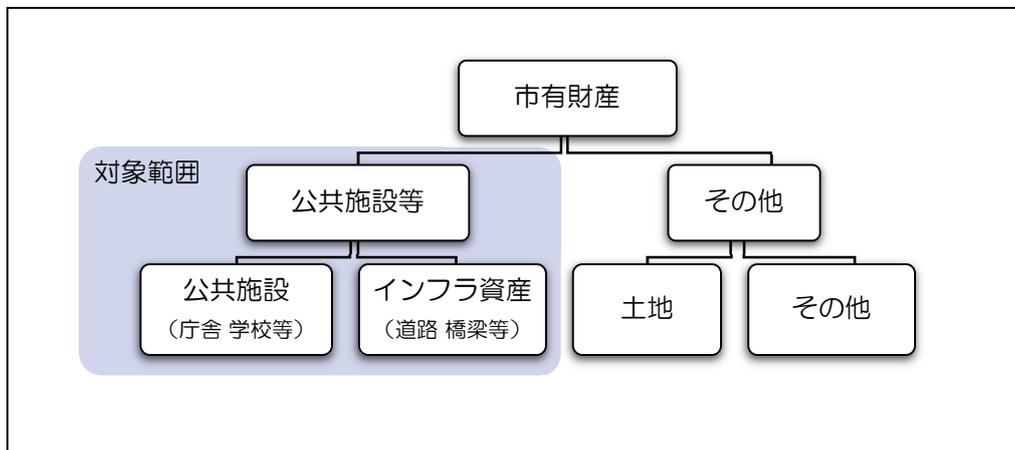
2. 計画の位置づけ及び対象範囲

本方針は、市の最上位計画である「嘉麻市総合計画」の各政策分野の中で、公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものです。また、個別施設計画は、本方針を上位計画と位置づけ、方針との整合性を図っていきます。



本方針における対象施設は、市有財産の中で、公共施設（庁舎、教育施設、公営住宅、スポーツ施設、図書館など）と、インフラ資産（道路、橋りょう、上水道）を合わせた公共施設等とします。

図表 対象となる範囲



3. 方針期間

令和8年度から令和17年度の10年間を方針期間とします。また、財政状況や公共施設の統合・整理等により基礎データ等に変化が見込まれることから、期間内であっても必要に応じて適宜見直すこととします。

年度	~H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	~R17	R18~
総合計画																
公共施設等 適正化 基本方針																
個別施設 計画																
その他																

第2章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 公共施設の保有量の縮減

施設の機能や利用実態等を踏まえて、廃止（除却を含む）、複合化（用途が異なる複数の施設を1つの建物にまとめること）、集約化（用途が同種あるいは類似している複数の施設を1つの建物にまとめること）、用途変更（これまでの用途を変更し、他の用途のために建物を使用すること）などを実施し、市の公共施設の保有量を縮減していきます。

2. 点検・診断等の実施方針

日常の点検・保守により、建物の劣化や機能低下を防ぎます。また、施設の安全性、耐久性等を定期的に診断し、経年的な施設の状況を把握します。点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、適正化基本方針の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていきます。

3. 安全確保の実施方針

利用者の安全確保と資産や情報の保全を目的とし、点検・診断等により施設の耐久性、安全性を評価して、適正な管理を行います。万一の事故・事件・災害に遭遇したときには、損害を最小限にとどめ俊敏に復旧を行っていきます。

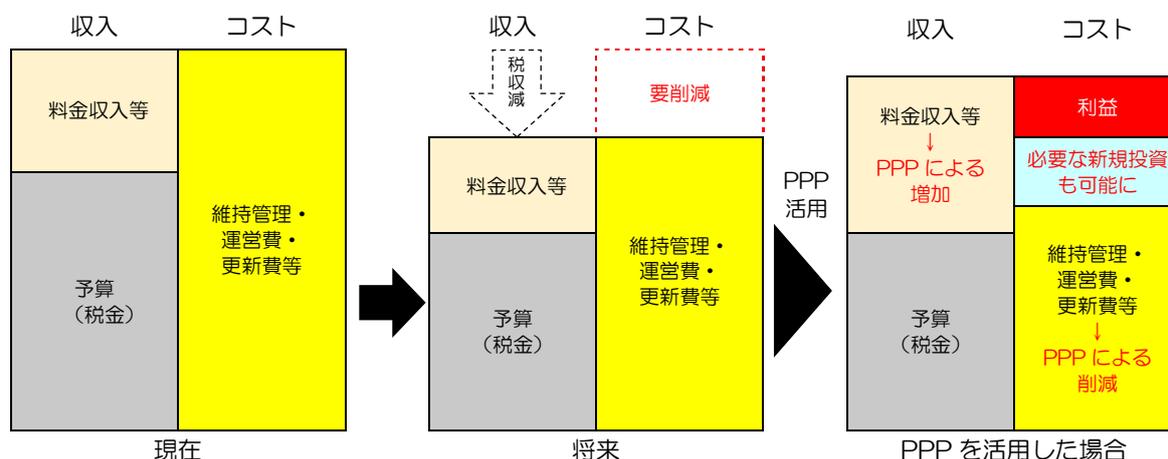
4. 長寿命化の実施方針

維持すべき公共施設等については、定期的な点検や診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安全なサービスを提供していきます。また、建物の耐用年数を可能な限り延長することにより、維持補修費用の平準化を図ります。

5. 民間活力（PPP／PFI等）活用の考え方

公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努め、PPPの積極的な活用を目指します。様々な取組を実施し、機能を維持・向上させつつ、維持改修コストや管理運営コストを縮減していきます。

〔PPP活用イメージ〕



6. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全型の維持管理を導入し、計画的・効率的に行うことで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を目指します。

更新等については、単独施設の新設、建替えは行わず、実施する場合は複合化及び集約化を実施することを前提とした建設とします。

また、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、本方針の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活かしていきます。

7. 耐震化の実施方針

維持すべき施設については、嘉麻市耐震改修促進計画のとおり、耐震診断や改修を総合的かつ計画的に実施していきます。

8. 統合や廃止の推進方針

公共施設の統合（集約化や複合化）を推進する上では、施設の機能を維持しつつ、総量を圧縮するという考え方を基本として検討を行います。同一または類似の機能を有する施設については、その施設の利用状況や稼働率、住民ニーズの状況等を総合的に検証し、集約化の検討を進めます。また、機能の異なる施設については、総合的な検証に加えて、異なるサービスを同一敷地内で行うことでの相乗効果や、利用者の利便性向上等の視点から複合化の検討を進めます。

加えて、点検や診断等により危険性が認められた公共施設や老朽化等により利用休止された公共施設について、今後の利用が見込めないものは廃止を行います。

9. 用途廃止となった施設の利活用推進方針

用途廃止となった公共施設などは、市の産業振興や定住の促進、市民のコミュニティを育む施設等としての再利活用を市民とともに検討し、実現に向け取り組みます。

施設の機能及び劣化状況、利用状況などを踏まえ、今後利用する見込みがないものについては、現状有姿での売却を検討します。具体的には、不動産鑑定による適正な価格を算定した上で、一般競争入札や公募を通じて民間事業者へ売却し現状のまま引き渡す手法を進めることを基本とします。それでも見込みがない場合は、維持管理コストの縮小や財源確保の観点から、解体後に土地の売却等も視野に入れ総合的に検討を進めていきます。

10. ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日）を踏まえて、本方針においても共生社会の実現に向けてユニバーサルデザインのまちづくりを目指して社会的障壁を取り除く取組を進めます。本市の公共施設等が、全ての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、安全かつ安心して利用しやすいように、設計・建築・維持管理を推進していきます。

1 1. 脱炭素化の推進方針

2050年脱炭素社会の実現に向け、第2次嘉麻市環境基本計画（嘉麻市地球温暖化対策実行計画）に定めた地球環境の保全及び循環型社会の形成に資する施策を推進します。

また、新エネルギー導入の啓発や導入の可能性について検討するとともに、再生可能なバイオマス資源の有効活用など再生可能エネルギーの普及や、省エネルギー対策の推進に取り組みます。

1 2. 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

固定資産台帳を活用し、施設の点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を整理します。固定資産台帳を活用することにより、保有する公共施設等の情報を一元的に管理し、毎年度更新を行うことで持続可能な公共施設マネジメントを目指します。

また、有形固定資産減価償却率から老朽化を把握し、中長期的な対策時期の検討資料として活用します。

1 3. 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

未利用施設があった場合は、今後の活用の可能性について検討します。その結果、利用の可能性がないと判断した場合は、転用や売却等を推進します。また老朽化により、安全が確保できない未利用施設については早期の解体を検討します。

未利用地の活用・処分については、売却やPPP/PFIなど公民連携による有効活用を検討します。

1 4. 広域連携などの取組

様々な用途の施設を全て市内で整備するのではなく、近隣市と施設等を相互利用するなどの広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応した施設配置を目指します。

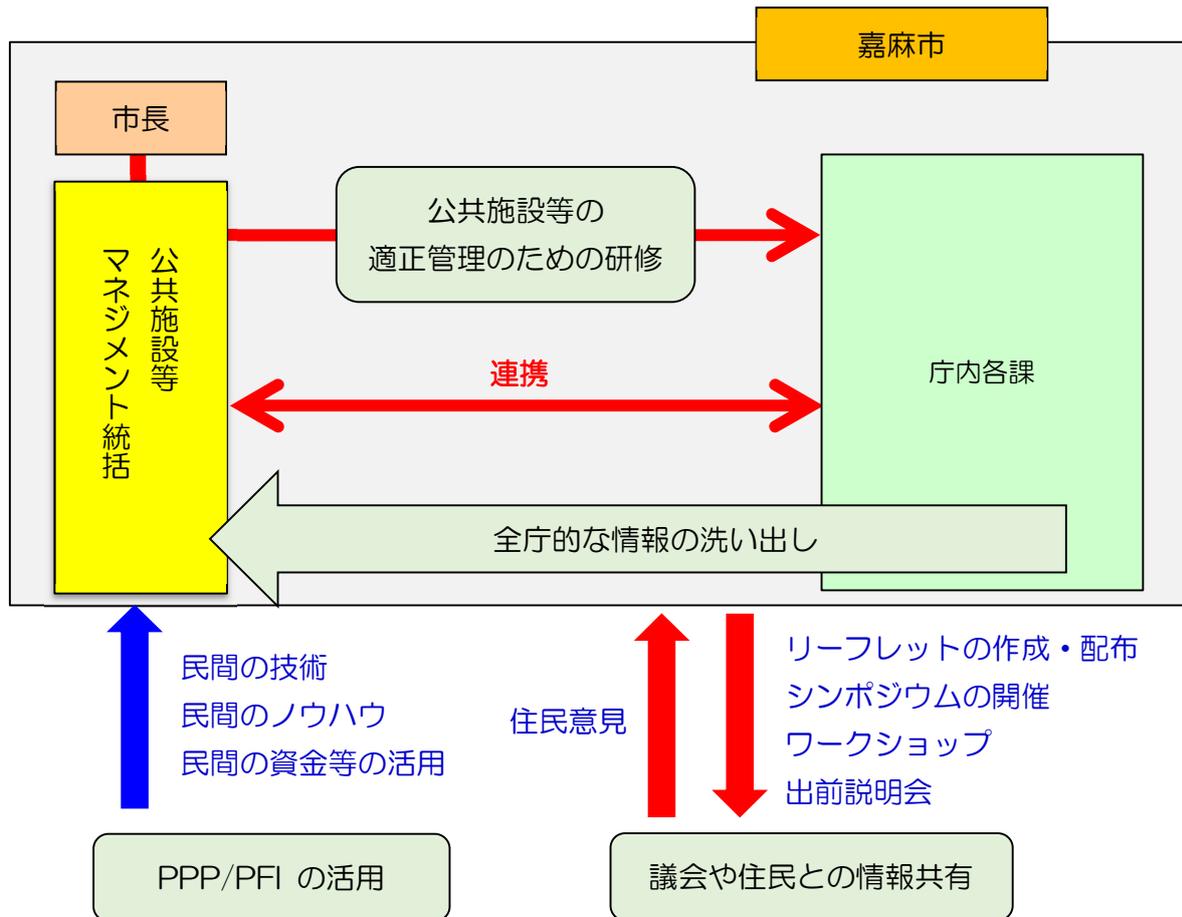
1 5. 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方

嘉麻市総合計画及び過疎地域持続的発展計画との整合性を図り連携しながら、計画の確実なる実行と成果を追求します。

第3章 公共施設等適正化基本方針の推進にあたって

1. 全庁的な取組体制の構築方針

施設を横断的に管理し、効率的な維持管理を進めるため、全庁的な取組体制を構築します。公共施設等マネジメント統括部署と庁内施設所管課との連携を強化し、総合的な視点から効果的かつ効率的な管理運営を推進します。なお、各公共施設等の維持管理（営繕補修も含む。）や運営（施設サービス等）については、各施設の所管部署が個別に実施します。



2. 情報開示

公共施設等の維持管理の検討を行うにあたり、施設に関する情報と問題意識を市民と市が共有することが重要です。今後、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示していきます。

3. PDCA サイクルの推進方針

本方針については、より効果的かつ実践的な内容とするため、定期的の方針の進捗状況及び検証を行い、必要に応じ適宜見直しを行うこととします。

進捗状況に関する評価の結果、大幅な状況の変化があった場合には、本方針の適宜見直しを実施します。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

前章で定めた方針に則って施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めます。より具体的なアクションプランは別途、個別施設見直し計画等にて定めています。

1. 公共建築物

施設類型	管理に関する基本的な方針
1. 行政系施設	<p>(庁舎)</p> <p>令和2年3月に嘉麻市役所新庁舎が開庁したことにより、将来にわたり自立した基礎的自治体として存続できる体制づくりが整いました。</p> <p>また、3つの総合支所（山田・嘉穂・碓井）も近隣施設等と一体化したコンパクトなまちづくりの拠点施設となっています。</p> <p>各施設の管理については、適正な維持修繕を行いながら、長期にわたり地域振興やコミュニティ拠点として資するように維持管理に努めていきます。ただし、碓井庁舎は、令和9年度から教育委員会機能等の本庁舎への移転を予定していることから、それ以降の多面的な利活用を目指し検討を行っていきます。</p> <p>(詰所・格納庫)</p> <p>上水道が整備されていない地域もあり、水利確保が困難な地区への消防施設等の整備が必要です。また、消防車両等の老朽化が進んでいるため、更新するとともに様々な災害に対処できるよう消防施設や消防資機材の整備だけでなく、救助資機材も含めた多機能型の装備を行うなど機動力の強化に努めていきます。</p> <p>過疎地域持続的発展計画（令和3～12年度）より</p>
2. 学校教育系施設	<p>「質の高い教育を実現する学校」及び「地域創造の核となる学校」づくりを目指し、「稲築西」「稲築東」「碓井」の3中学校区に義務教育学校として新設3校の校舎整備を行い、令和5年4月に開校しました。</p> <p>今後は、児童生徒の安全・安心の確保はもとより、多様化する教育活動への対応、地域コミュニティの核となる施設として、各中学校区を基本校区として、計画的に施設整備を行い、また統合により遊休化した施設も併せてマネジメントを推進していきます。</p> <p>第5次嘉麻市教育アクションプラン（令和3～5年度） 第6次嘉麻市教育アクションプラン（令和6～8年度）より</p>

施設類型	管理に関する基本的な方針
3. 公営住宅	<p>嘉麻市の市営住宅は類似団体に比べ過大な住宅を管理していると同時に、耐用年限を過ぎた住宅を多く管理している状況です。市営住宅長寿命化計画において令和14年度までに管理戸数2,700戸まで削減する目標を掲げており、入居者のご理解とご協力を得ながら住み替えを促進し、適切な管理戸数に近づけていきます。</p> <p>一方で、これからも管理していく住宅は、入居者の安全を第一に考え、長寿命化計画に基づき、屋上、外壁等改修工事、浄化槽取替工事などの改善事業を推進していきます。</p>
4. 市民文化系施設	<p>市民文化系施設の役割は、市民の文化、教養の向上、教育の振興及び福祉の増進を目的としていることから、公共施設として極めて重要です。</p> <p>しかしながら、老朽化の進行による修繕工事や物価高騰による維持管理コストの増加、地域人口の減少による利用率低下など公共施設の経営環境は厳しくなっており、今後は、利用率向上のための施策や経費に見合った経営手法による運営が求められ、それらが困難と判断された場合は、機能廃止を積極的に進めていきます。</p>
5. 社会教育系施設	<p>(公民館)</p> <p>今後の人口減少及び厳しい財政状況にも対応するため、現施設の有効活用や統廃合、市内公共施設の活用なども視野に入れ、本市の現状を見据えた検討を行い、その方向性を定めます。</p> <p style="text-align: right;">公民館基本計画（平成30年3月）より</p> <p>(図書館)</p> <p>より効率的で効果的な運営を目指し、利用者の利便性と図書館サービスの向上を図り、市民が将来にわたり快適に安心して利用できる施設を継続的に運営するため、今後の図書館の在り方について定めます。</p> <p style="text-align: right;">図書館基本計画（平成31年3月）より</p> <p>(美術館・郷土館、平和祈念館)</p> <p>織田廣喜美術館は、建設から約30年程度経過していることから、適正な維持修繕が必要となっています。また、美術品は繊細で特殊な温湿度管理が求められ、維持管理コストが高くなります。</p> <p>今後は、文化財としての保存と現実的な維持管理コストのバランスを意識した、美術館としての在り方を関係団体などと協議していきます。</p>
6. スポーツ・レクリエーション系施設	<p>計画的な維持管理や修繕を推進し、施設の長寿命化を目指します。</p> <p>一方で、類似施設の適正設置数を優先的に検討し、老朽化状況、維持管理コストや活用状況などを考慮した上で、統廃合を含めた適正配置を目指します。</p> <p style="text-align: right;">個別施設見直し計画（令和3年2月改訂版）より</p>
7. 産業系施設	<p>地域振興のために作られた施設のため、時代の流れに沿った役割として機能しているかのチェックを行い、施設の在り方を検討します。</p> <p>当面は、計画的な維持管理や修繕を推進し、施設の長寿命化を目指します。</p>

施設類型	管理に関する基本的な方針
8. 子育て支援施設	<p>保育事業は、鴨生保育所・どんぐり保育所の2園体制で行っています。</p> <p>2園とも建設から一定の年数が経過していることから、計画的な維持管理や修繕を推進し、施設の長寿命化を目指します。</p> <p>一方、要保育児童数に適合した定員の見直しなど少子化に対応した施設コントロールを目指していきます。</p>
9. 保健・福祉施設	<p>計画的な維持管理や修繕を推進し、施設の長寿命化を目指します。</p> <p>一方で、類似施設の適正設置数を優先的に検討し、老朽化状況、維持管理コストや活用状況などを考慮した上で、統廃合を含めた適正配置を目指します。</p> <p style="text-align: right;">個別施設見直し計画（令和3年2月改訂版）より</p>
10. 公園	<p>維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、土木課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握します。</p> <p>公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防します。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定します。</p> <p style="text-align: right;">公園施設長寿命化計画（平成29年3月）より</p>
11. 供給処理施設	<p>ごみ・し尿処理施設は、管理と運営を一部事務組合に移管して、効率的な維持管理と適正処理を行っています。今後は、環境施設等の広域化、集約化等の施設再編整備の検討を関係団体間で協議します。</p> <p style="text-align: right;">第2次総合計画後期基本計画より</p>
12. その他	<p>斎場は、管理と運営を一部事務組合に移管して、効率的な維持管理と適正処理を行っています。今後は、環境施設等の広域化、集約化等の施設再編整備の検討を関係団体間で協議します。</p> <p>霊園・納骨堂は、永続的な管理が必要なため、適正な運営管理を実施します。</p> <p>その他未利用施設のうち、施設の機能及び劣化状況、利用状況などを踏まえ、今後利用する見込みがないものは、原則として除却を行い、空いた土地は売却します。</p> <p style="text-align: right;">第2次総合計画後期基本計画より</p>

2. インフラ資産

施設類型	管理に関する基本的な方針
1. 道路	道路破損の状況に応じた適切な措置方法を構築し、これにより道路の長寿命化や維持修繕費のライフサイクルコストの縮減を目指します。
2. 橋梁	長寿命化修繕計画による効果を継続的に発揮するため、以下の方針を設定します。 (1) 点検の実施 (2) 橋梁維持管理サイクルの運用 橋梁維持管理サイクルを運用することにより、点検で橋梁の状況を把握し、予防的な補修や計画に基づいた架替えにより、維持管理費の軽減を目指します。また、実施した補修の効果や点検結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕計画の検証を行い、効果的な計画となるように適宜見直しを行います。 橋梁長寿命化修繕計画（令和7年2月）より
3. 上水道	水道事業を取り巻く環境は絶えず変化を続け、全国で多発する自然災害等に対する備えや、人口減少社会の到来による水需要の低下に対応可能な施設の整備計画や経営計画を策定し運用することが極めて重要です。嘉麻市では令和6年3月に経営戦略を改定し、それに基づき、財務・施設・組織・人材等の経営基盤をさらに強化し、持続可能な水道事業の実現を目指します。 水道事業経営戦略（令和6年3月）より

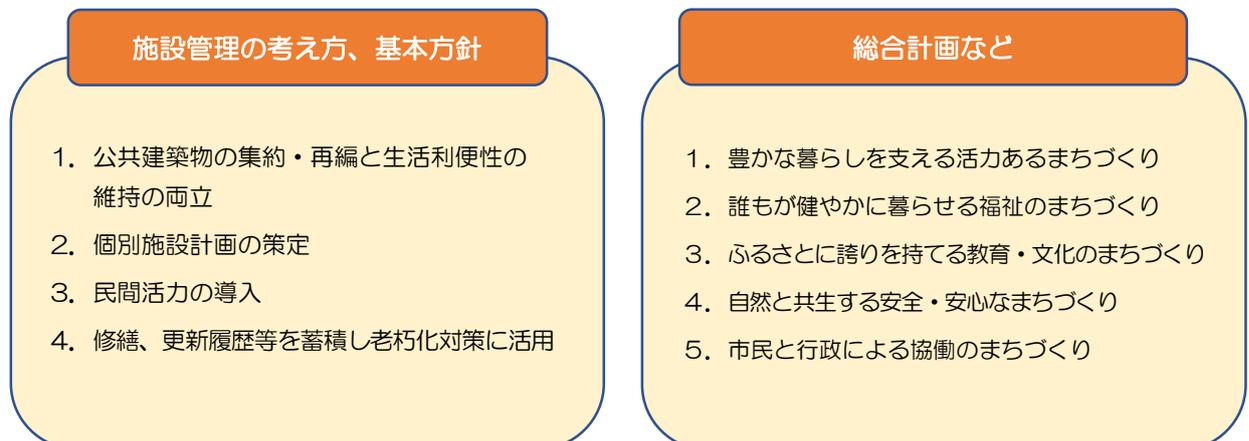
第5章 現状や課題に関する基本認識

1. 現状や課題

公共施設等の現況把握及び見通しについて検討した結果、公共施設等を取りまく課題は、大きく以下の3つに分けられます。



上記のような課題を踏まえて、これまでも公共施設等に関する計画を策定、推進してきました。今後は本方針と合わせて、公共施設等のマネジメントに取り組んでいきます。



2. 人口減・構造変化による施設のあり方

本市は高齢者の割合が高い状態が続いており、今後も同様の水準が続くものと予測されます。加えて、全体の人口が減少していくことも予測されており、公共施設等（主に公共施設）の利用需要が変化することが想定されます。

そのため、稼働率や施設に対するニーズ等を勘案し、公共施設の統廃合や転用など、様々な角度から今後のあり方について検討する必要があります。

3. 施設の老朽化

本市の公共施設の多くは、昭和 40～50 年代に建設されており、これらの公共施設は老朽化が進んでいるため、修繕・更新、統廃合・長寿命化等、適切なタイミングでの対策を計画し、長期継続的な行政サービスを提供できる状態を保つ必要があります。

インフラ資産についてはライフラインの根幹となるため、老朽化のタイミングを適切に判断し、中長期的な計画に沿って更新を行う必要があります。

4. 財源の確保

上記にて施設老朽化対策の必要性を述べたものの、対策を講じるには財源を確保しなければなりません。

公共施設の更新費用は、従来の管理手法を前提とした場合、年平均で約 40 億円必要と試算されましたが、40 年という長期にわたってこの金額が必要となります。加えて、実際の支出額は大きな年度差が生じる予測となっており、年度によっては財源確保が出来ずに施設更新が先送りになることが考えられます。

また、インフラ資産はその性質上縮減等の手段が取り難く、長期継続的な整備を強いられることが予測されるため、財源確保が非常に重要です。

資料編

第6章 嘉麻市の概要

1. 嘉麻市の特性

(1) 位置・地勢

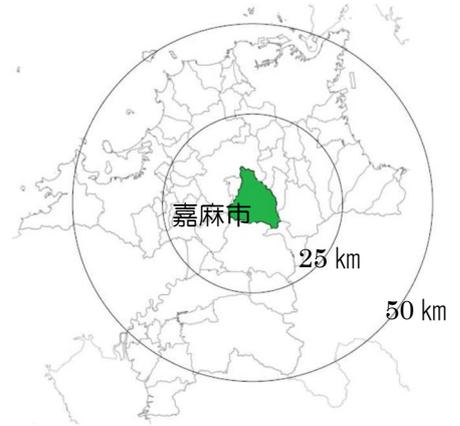
福岡県のほぼ中央に位置し、内陸性気候

本市は、福岡県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市に、東は田川市、川崎町、添田町に、西は桂川町に、南は朝倉市、東峰村にそれぞれ接しています。

市の南部は古処・屏・馬見連峰、南東部は戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林で、そこを源とする遠賀川をはじめ、河川が南から北に流れ、市の北部及び北西部に流域平野を形成しています。

また、本市は県央に位置しているため、広域的なアクセス性を高めることにより、企業誘致や観光交流等の可能性を高めることができます。

なお、気候は、夏冬、昼夜の気温差が大きい内陸性気候の特徴を示しています。



遠賀川の恩恵を受けた豊かな自然環境

本市は、九州では珍しく鮭が遡上する遠賀川の源流に位置しているほか、馬見山(978m)・屏山(927m)・古処山(860m)一帯が県立自然公園に指定されているなど、豊かな自然に恵まれています。

古処山の登山コースの頂上付近には、広さ約3ヘクタールにおよぶツゲの原生林があり、国の特別天然記念物となっています。

大法白馬山は、大法山・白馬山一帯を指し、県指定天然記念物である「バクチノキ」や照葉樹の自然林に覆われ、自然歩道も整備され、麓には梅林公園が整備されています。

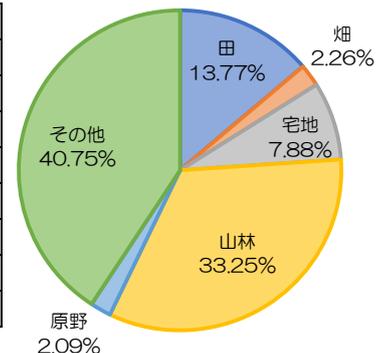
また、市の花「ツツジ」や、市の木「さくら」などが公園や学校の市内各所に見られ、多くの市民に愛され、親しまれています。

市域の約51%が山林と耕作地

市域面積は135.11k㎡で、その約51%が山林と耕作地になっており、多様な生態系を保護する山林や、河川流域に広がる生産緑地などの水と緑が豊富な地域です。

図表 土地地目別面積の推移

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)	面積(k㎡)	構成比(%)
田	18.11	13.85	18.01	13.77	18.00	13.77
畑	3.00	2.29	2.96	2.26	2.96	2.26
宅地	10.29	7.87	10.30	7.88	10.30	7.88
山林	43.55	33.31	43.48	33.25	43.48	33.25
原野	2.73	2.09	2.73	2.09	2.73	2.09
その他	53.08	40.59	53.28	40.75	53.29	40.75
計	130.76	100.00	130.76	100.00	130.76	100.00



(注1) 本表は法定外公共物の面積を含まないため、市の総面積とは一致しない。

資料：嘉麻市統計書（令和7年4月改訂版）各年1月1日現在

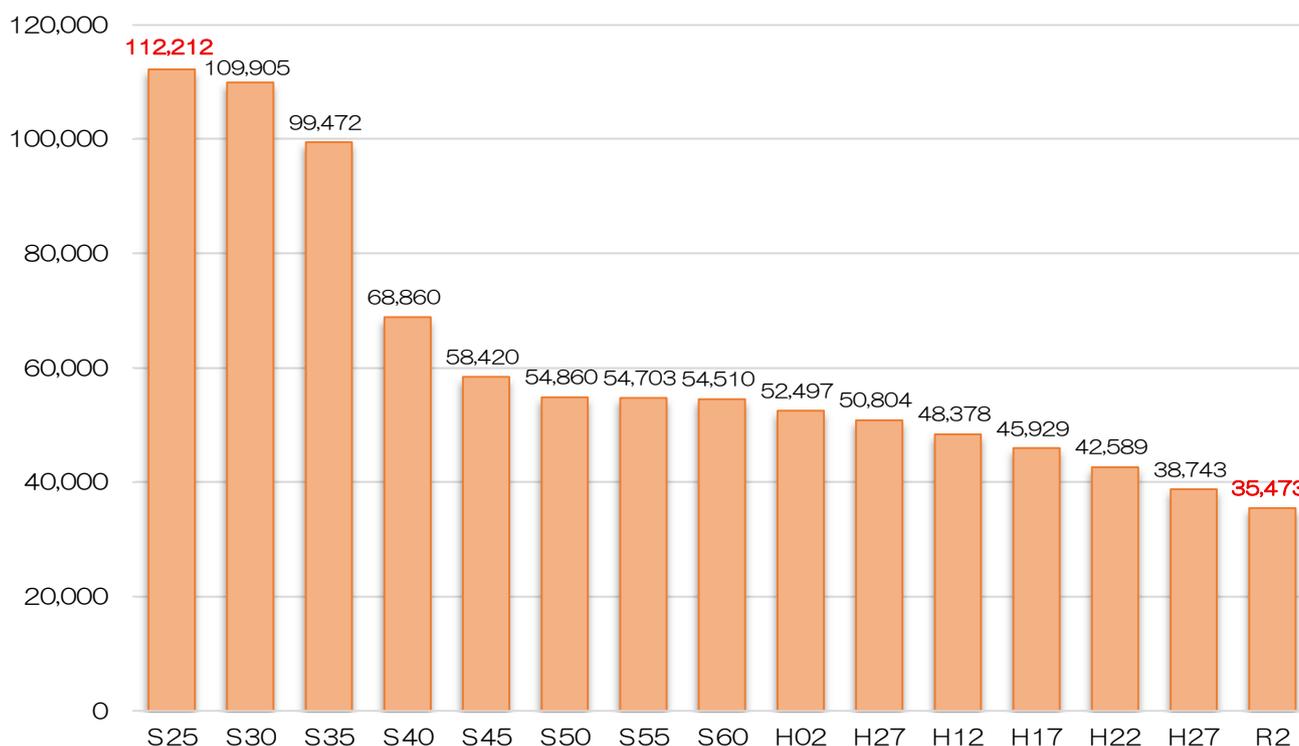
(注2) 表中の割合の数値は、統計上の端数処理をしているため、その合計は必ずしも100%になるものではない。

2. 人口

(1) 推移

昭和 25 年（1950 年）の人口は、約 11 万 2 千人で、その後は年々急激な人口減少が進み、令和 2 年（2020 年）の人口においては、約 3 万 5 千人となり、70 年間で約 7 万 6 千人、約 68%が減少しています。

図表 人口推移（単位：人）



出典：総務省統計局「国勢調査」（平成 17 年以前は合併前団体計）

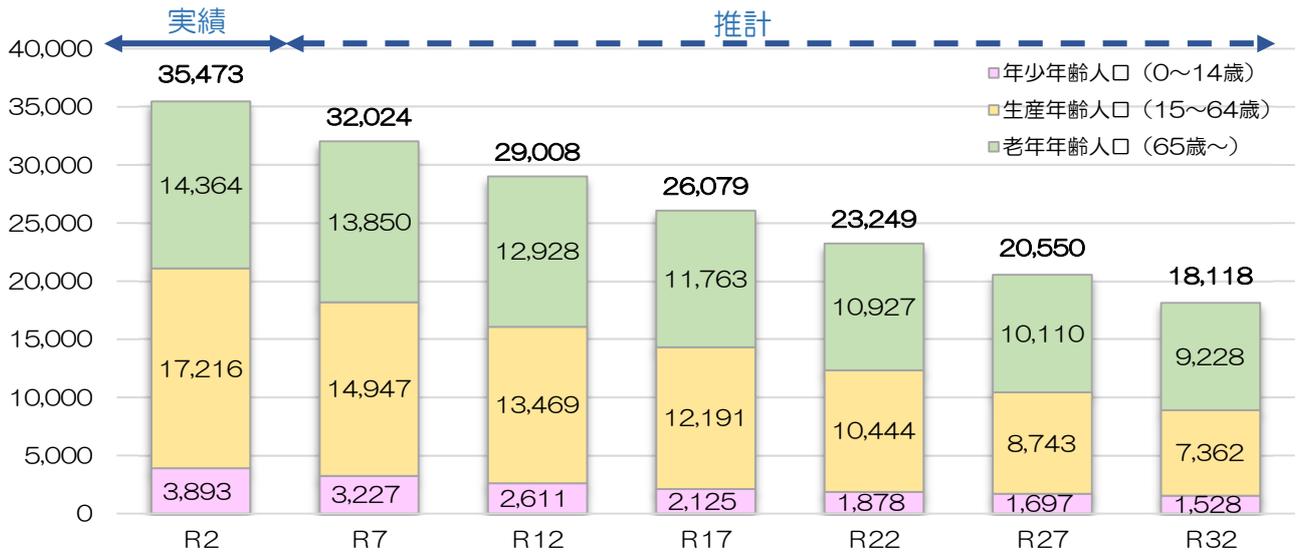
(2) 今後の見込み

将来の人口推計においては、令和 32 年（2050 年）に約 1 万 8 千人と見込まれており、今後 30 年間で約 1.7 万人、約 49%の減少が予測されています。全国平均の 16%と比較しても、本市の人口減少は極めて深刻な状況にあります。それに伴って、税収も減少していくことになるため、これまで以上に効率的な行財政運営が求められます。

また、生産年齢人口（15～64 歳の人口）は約 57%の減少、年少年齢人口（0～14 歳の人口）は約 61%の減少が予測されており、今後も少子高齢化は進展し、市の人口構成が大幅に変化していくことになります。

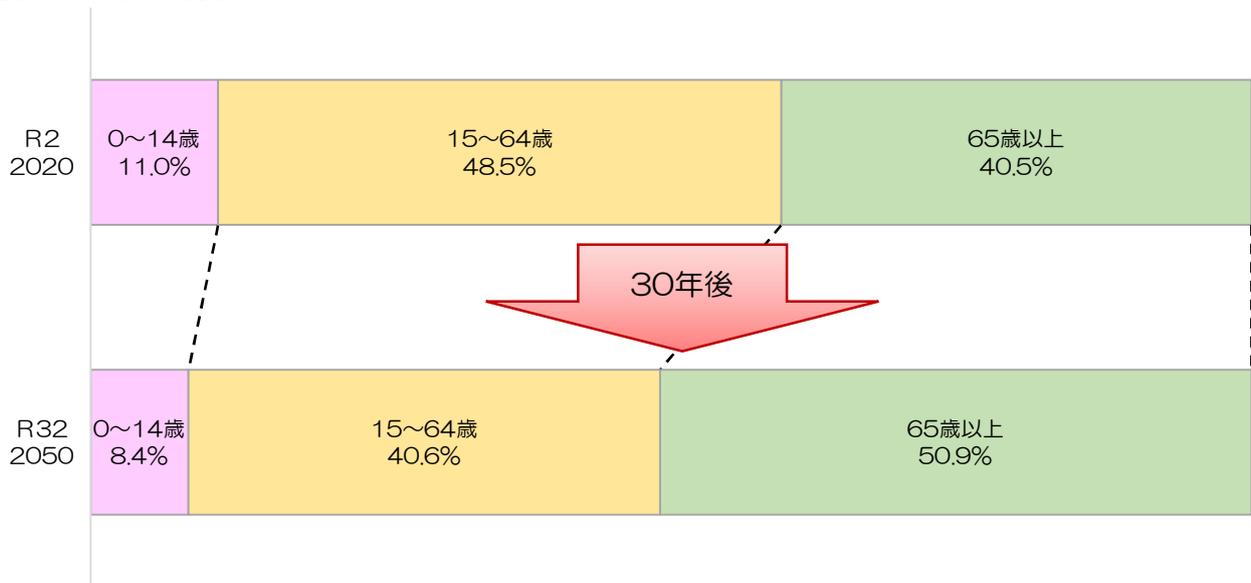
人口構成の変化により、市民が求めるサービスについても大きく変化していくことが予想されます。公共施設においても、利用者構成の変化や利用者数の増減に応じて、市民が求めるニーズに適応した施設運営が求められます。

図表 人口推計（単位：人）



出典：総務省統計局「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「将来の地域別男女5歳階級別人口（2020年は国勢調査による実績値）」

図表 人口構成の変化



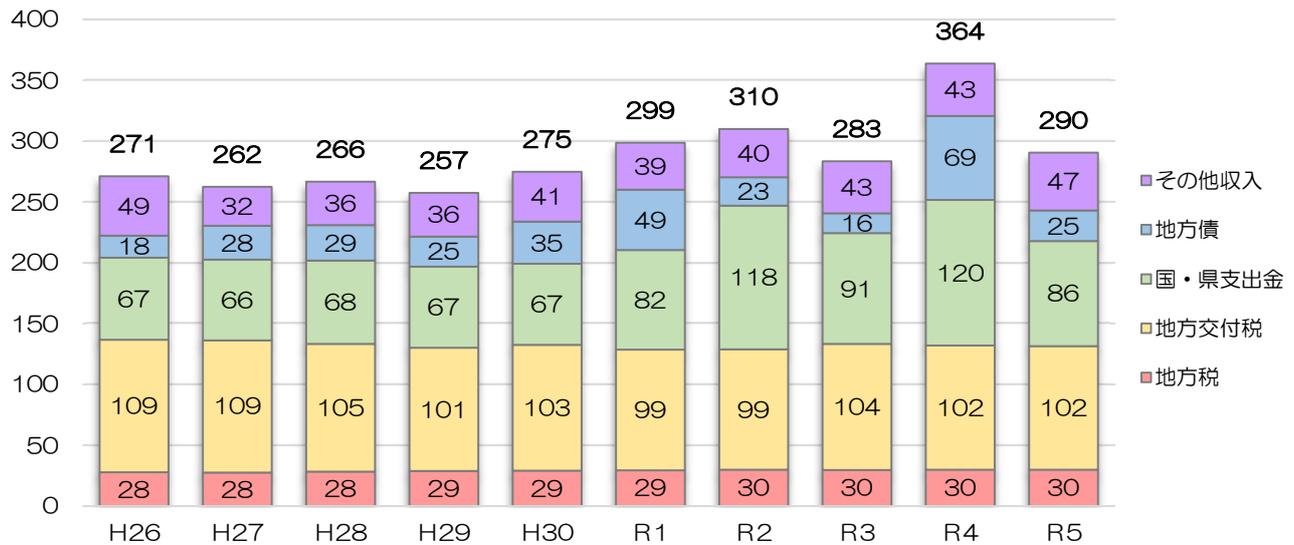
出典：総務省統計局「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「将来の地域別男女5歳階級別人口（2020年は国勢調査による実績値）」

3. 財政状況

(1) 歳入

過去10年間の市の歳入を見ると、国から交付される地方交付税が市の歳入全体の約28%~41%を占めており、国・県支出金と合わせると約61%~70%にも及びます。このことから、市税等の自主財源が少なく、国・県からの地方交付税や補助金等に極端に依存したぜい弱な財政構造であることが分かります。

図表 歳入の推移（単位：億円）

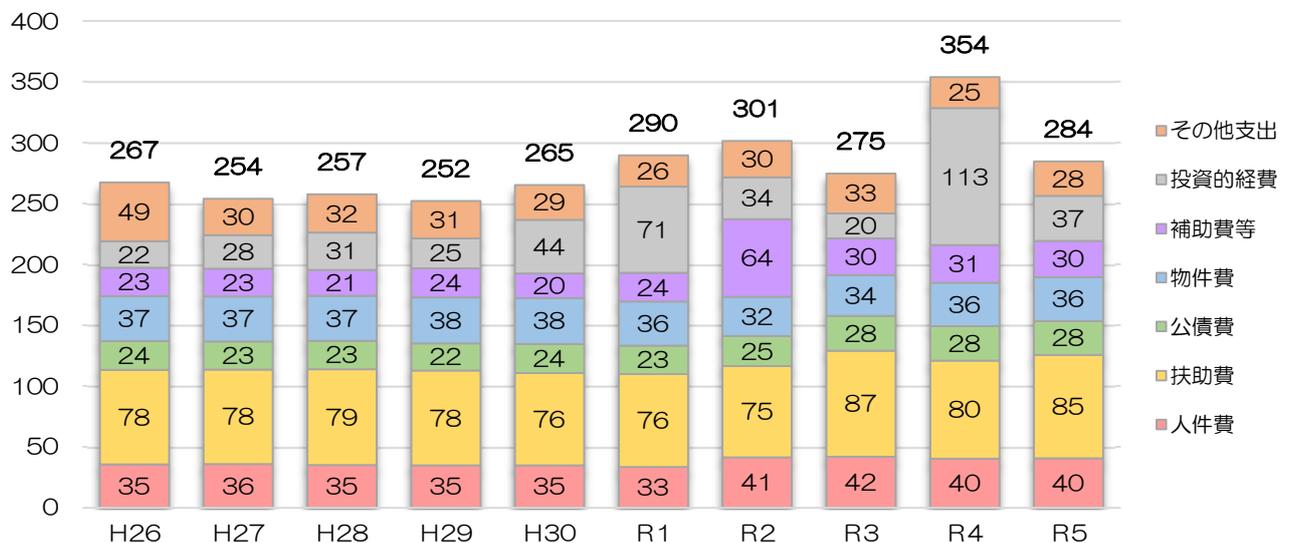


出典：福岡県「市町村財政状況の推移」

(2) 歳出

過去10年間の市の歳出を見ると、歳出全体に占める義務的経費（人件費、扶助費（福祉に関する経費等）及び公債費（地方債の返済金））の割合が高く、硬直した財政構造となっています。

図表 歳出の推移（単位：億円）



出典：福岡県「市町村財政状況の推移」

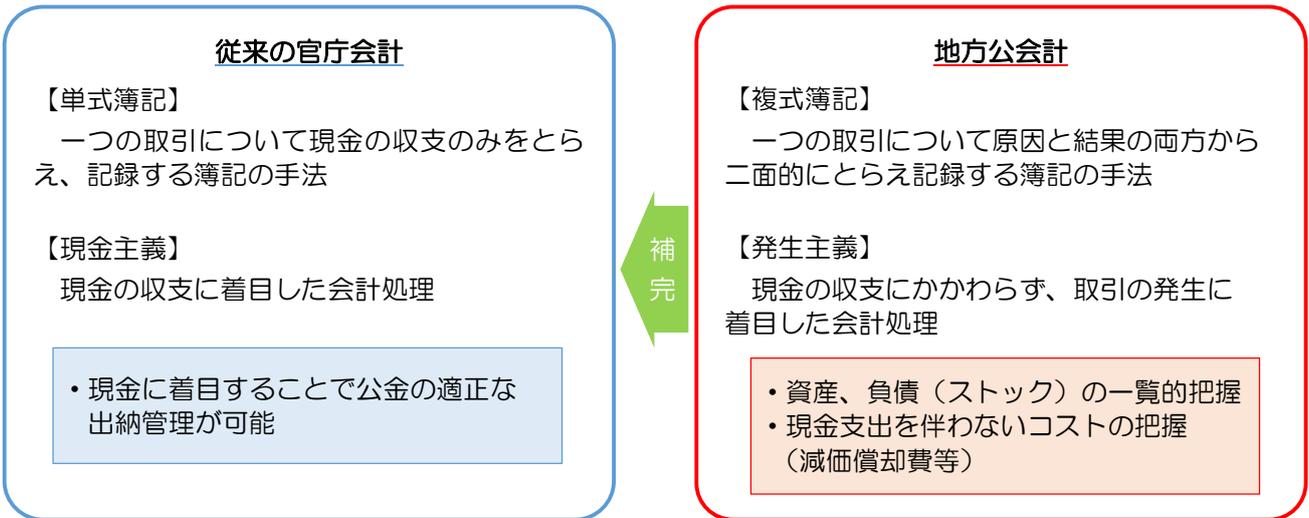
(3) 統一的な基準による地方公会計について

〈はじめに〉

嘉麻市では財務状況を分かりやすく正確に市民の皆様にご理解いただくため、統一的な基準による財務書類を作成しています。

これにより、より精緻にコスト情報・ストック情報の「見える化」が図られ、説明責任をより一層果たすことが可能となります。

〈会計制度の特徴〉



〈財務書類の種類〉

① 貸借対照表

基準日（年度末）時点における市の財務状態（所有している「資産」・それに対する「負債、純資産」の残高及び内訳）を表示したものです。

② 行政コスト計算書

市の1年間の行政活動のうち、資産形成につながらない人的サービスや給付サービスなど行政サービスに係る経費（人件費、物件費、補助金等）、その行政サービスの直接の対価として得られた収益（使用料、手数料等）を表示したものです。

③ 純資産変動計算書

市の1年間の純資産（資産 - 負債 = 将来返済しなくてよい財産）の変動を表示したもので、資産の内部構成の変動等のほか、行政コスト計算書で算出された純行政コストが税金、国県等補助金の財源（地方債を含まない）でどう賄われたのかを明らかにしています。

④ 資金収支計算書

市の1年間の入出金により現金がどのような要因で増減したのか、経常的な活動に伴う「業務活動収支」、将来世代に対する投資活動に伴う「投資活動収支」、地方債等の発行及び償還に伴う「財務活動収支」に区分し表示したものです。

《財務書類作成基準日》

令和6年3月31日（令和5年度末）

※出納整理期間（4月1日～5月31日）の収支については、基準日処理扱いとしています。

《対象とする会計》

下表の3種類（一般会計等、全体、連結）のそれぞれについて、財務書類を作成します。

- ・「一般会計等」は、地方財務統計で用いられる「普通会計」と同一です。
 - ・「全体」「連結」は、公営事業会計や行政連結団体は一般会計等との取引関係が密接であるため一つの行政サービス実施主体として捉え、その財務状況を明らかにすることを目的としています。
- 「全体」「連結」により合算される会計間での取引は、内部取引のため相殺消去されます。

連結

全体

一般会計等

- ・一般会計
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計

特別会計

- ・国民健康保険事業特別会計
- ・後期高齢者医療特別会計
- ・介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
- ・介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）

公営事業会計

- ・水道事業会計

一部事務組合・広域連合

- ・飯塚地区消防組合
- ・ふくおか県央環境広域施設組合
- ・福岡県自治振興組合
- ・福岡県後期高齢者医療広域連合（一般会計）
- ・福岡県後期高齢者医療広域連合（後期高齢者医療特別会計）
- ・福岡県市町村職員退職手当組合

地方三公社・第三セクター

- ・株式会社 うすい
- ・嘉麻市文化スポーツ振興公社
- ・株式会社 嘉麻スタイル

《貸借対照表（一般会計等）》

資産は、一般会計等ベースで約 781 億円の資産を形成してきています。その資産のうち、82.9%は土地や建物、工作物などの有形固定資産及びソフトウェアなどの無形固定資産で形成されています。また、基金は固定資産、流動資産合わせて約 115 億円所有しており、資産の 14.7%を占めています。

将来世代が負担すべき負債は約 336 億円となっており、資産に対して 43%となっています。負債の多くを占めるのは、地方債が約 283 億円です。また、地方債の中には、国からの地方交付税措置を受ける臨時財政対策債が約 61 億円含まれています。

純資産は形成した資産に対して負担の必要がない金額を指しており、資産に対して 57%となっています。

(単位：百万円)

資産の部				負債の部			
	令和 4 年度	令和 5 年度	対前年度増減		令和 4 年度	令和 5 年度	対前年度増減
固定資産	73,296	72,542	△754	固定負債	30,620	30,324	△295
有形固定資産	65,269	64,683	△586	地方債	25,724	25,452	△272
事業用資産	46,999	46,524	△475	退職手当引当金	4,896	4,872	△24
インフラ資産	17,160	17,098	△62	その他	—	—	—
物品	1,109	1,061	△49	流動負債	3,148	3,267	119
無形固定資産	96	46	△49	1 年内償還予定 地方債	2,651	2,799	149
投資その他の資産	7,931	7,813	△118	賞与等引当金	264	285	21
投資及び出資金	314	314	—	預り金	233	183	△51
長期貸付金	149	137	△12	その他	—	—	—
基金	7,079	6,807	△272	負債合計	33,768	33,592	△176
その他	390	556	166	純資産の部			
流動資産	6,474	5,553	△921	純資産合計	46,002	44,503	△1,499
現金預金	1,212	775	△437	負債・純資産合計	79,770	78,095	△1,675
短期貸付金	21	21	—				
基金	5,001	4,680	△321				
その他	241	77	164				
資産合計	79,770	78,095	△1,675				

《行政コスト計算書（一般会計等）》

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約 245 億円となっています。業務費用と移転費用に分かれており、人件費や物件費などの業務費用が約 107 億円で 43.7%、補助金や他会計への繰出金など外部へ支出される移転費用が約 138 億円で 56.3%となっています。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の 1 年間の価値の目減り分である減価償却費は約 23 億円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などが該当する経常収益は約 10 億円となっており、経常費用に対して 4.2%となっています。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。臨時的に発生した損益を含めて、最終的な行政コスト（純行政コスト）は約 249 億円となっています。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

(単位：百万円)

科目	令和 4 年度		令和 5 年度		対前年度増減
		構成比		構成比	
経常費用 a	23,994	100.0%	24,462	100.0%	467
業務費用	10,567	44.0%	10,683	43.7%	116
人件費	3,971	16.5%	3,924	16.0%	△46
物件費等	6,315	26.3%	6,443	26.3%	129
うち維持補修費	337	1.4%	285	1.2%	△52
うち減価償却費等	1,930	8.0%	2,287	9.3%	356
その他の業務費用	281	1.2%	315	1.3%	34
移転費用	13,428	56.0%	13,779	56.3%	352
補助金等	5,396	22.5%	5,469	22.4%	73
社会保障給付	6,372	26.6%	6,613	27.0%	241
他会計への繰出金	1,653	6.9%	1,692	6.9%	39
その他	6	0.0%	5	0.0%	△1
経常収益 b 使用料及び手数料等	1,055		1,039		△16
純経常行政コスト A (a-b)	22,939		23,423		484
臨時損失 c 災害復旧事業費等	491		1,536		1,045
臨時利益 d 資産売却益等	8		27		19
純行政コスト B (A+c-d)	23,422		24,932		1,510

《純資産変動計算書（一般会計等）》

行政コスト計算書で計算された純行政コスト約 249 億円に対して、市税や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税収等は約 149 億円、国庫からの補助金が約 86 億円となっており、純行政コストと財源の差額は約△14 億円となっています。また、無償で取得した資産等の増減を加味した本年度純資産変動額は約△15 億円となっており、これは今まで積み重ねてきた財源を費消したことを意味します。

(単位：百万円)

科目	令和 4 年度	令和 5 年度	対前年度増減
前年度末純資産残高 A	42,648	46,002	3,355
純行政コスト (△) a	△23,422	△24,932	△1,510
財源 b	26,822	23,560	△3,262
税収等	14,867	14,931	64
国庫等補助金	11,955	8,629	△3,326
本年度差額 B (a+b)	3,400	△1,372	△4,772
無償所管替等 c	△46	△127	△82
その他 d	0	-	△0
本年度純資産変動額 C (B+c+d)	3,355	△1,499	△4,854
本年度末純資産残高 D (A+C)	46,002	44,503	△1,499

《資金収支計算書（一般会計等）》

経常的な業務活動収支においては、約9億円の黒字となっています。それに対し、投資活動収支は約11億円の赤字となっています。主な投資活動支出として、公共施設等整備支出で約21億円、基金の積立支出約3億円があります。主な投資活動収入として、公共施設整備に係る補助金が約3億円、基金の取崩収入が約9億円あります。

財務活動収支は市債の償還と発行が関わっており、約1億円の赤字となっています。これは、市債を償還した額が発行額よりも多かったためであり、貸借対照表の負債である地方債の総額の減少につながっています。

1. 業務活動収支

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和5年度	対前年度増減
業務支出	22,014	22,135	121
業務費用支出	8,587	8,356	△231
うち支払利息支出	73	116	43
移転費用支出	13,428	13,779	352
業務収入	24,256	23,851	△405
税込等収入	14,864	14,920	56
国県等補助金収入	8,349	7,930	△419
使用料及び手数料収入	535	517	△17
その他の収入	509	483	△25
臨時支出	459	1,226	767
災害復旧事業費支出	457	710	253
その他の支出	2	516	514
臨時収入	174	371	197
業務活動収支 a	1,957	860	△1,096

2. 投資活動収支

投資活動支出	10,134	2,433	△7,701
公共施設等整備費支出	10,074	2,098	△7,976
基金積立金支出	49	325	276
投資及び出資金支出	—	—	—
貸付金支出	11	10	△1
その他の支出	—	—	—
投資活動収入	4,138	1,309	△2,828
国県等補助金収入	3,432	328	△3,104
基金取崩収入	647	918	272
貸付金元金回収収入	24	26	2
資産売却収入	35	37	2
その他の収入	—	—	—
投資活動収支 b	△5,996	△1,124	4,872

3. 財務活動収支

財務活動支出	2,766	2,651	△115
地方債等償還支出	2,766	2,651	△115
その他の支出	—	—	—
財務活動収入	6,920	2,528	△4,392
地方債等発行収入	6,920	2,528	△4,392
その他の収入	—	—	—
財務活動収支 c	4,154	△123	△4,277
本年度資金収支額 d (a+b+c)	115	△386	△501
前年度末資金残高 e	865	980	115
本年度末資金残高 f (d+e)	980	594	△386
本年度末歳計外現金残高 g	232	181	△51
本年度末現金預金残高 f+g	1,212	775	△437

《令和5年度一般会計等財務書類の相関関係》（単位：百万円）

貸借対照表 (BS)		行政コスト計算書 (PL)	
資産	負債		
...		純経常行政コスト	23,423
...	負債合計 33,592	+	
現金預金 775		臨時損失・利益	1,509
...	純資産		
資産合計 78,095	純資産合計 44,503	純行政コスト	24,932
	負債純資産合計 78,095		

資金収支計算書 (CF)		純資産変動計算書 (NW)	
収入	28,059	前年度末純資産残高	46,002
		+	
支出	28,445	純行政コスト	△24,932
		+	
本年度資金収支額	△386	財源	23,560
+		+	
前年度末資金残高	980	無償所管換等	△127
本年度末歳計資金残高	594	本年度末純資産残高	44,503
+			
本年度末歳計外現金残高	181		
本年度末現金預金残高	775		

《各種財政指標》

【資産形成度】・・・将来世代に残る資産に関する指標

① 市民一人当たり資産額 2,236 千円（令和 4 年度：2,245 千円）

$$\langle \text{算定式} \rangle \frac{\text{資産合計}}{\text{住民基本台帳人口}}$$

② 歳入額対資産比率 2.7 年（令和 4 年度：2.2 年）

歳入総額に対する、「貸借対照表」の資産の比率から、形成されたストックである資産は何年分の歳入に相当するかを示します。

$$\langle \text{算定式} \rangle \frac{\text{資産合計}}{\text{歳入総額}}$$

③ 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率） 59.8%（令和 4 年度：59.3%）

土地などを除いた償却資産の取得価額に対する、減価償却累計額の割合から、耐用年数と比較して、償却資産がどの程度年数を経ているのかを示します。

$$\langle \text{算定式} \rangle \frac{\text{減価償却累計額}}{(\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額})}$$

【世代間公平性】・・・将来世代と現役世代との負担の分担に関する指標

① 純資産比率 57.0%（令和 4 年度：57.7%）

$$\langle \text{算定式} \rangle \frac{\text{純資産合計}}{\text{資産合計}}$$

② 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率） 34.2%（令和 4 年度：32.9%）

社会資本等について将来の償還等が必要な負債の形成割合から、将来世代の負担の比率を示します。

$$\langle \text{算定式} \rangle \frac{\text{地方債残高}}{(\text{有形固定資産合計} + \text{無形固定資産合計})} \quad \text{※一部の地方債を除く}$$

【持続可能性（健全性）】・・・財政の持続可能性に関する指標

① 市民一人当たり負債額 962 千円（令和 4 年度：950 千円）

$$\langle \text{算定式} \rangle \frac{\text{負債合計}}{\text{住民基本台帳人口}}$$

【効率性】・・・行政サービスの効率性に関する指標

① 市民一人当たり行政コスト 714 千円（令和 4 年度：659 千円）

$$\langle \text{算定式} \rangle \frac{\text{純行政コスト}}{\text{住民基本台帳人口}}$$

【自律性】・・・受益者負担の水準に関する指標

① 受益者負担比率 4.2%（令和 4 年度：4.4%）

「行政コスト計算書」における「経常収益」の割合から、行政コストに対する受益者負担の水準を示します。

$$\langle \text{算定式} \rangle \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$$

(4) 今後の見込み

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進行等による税収の減少に加え、令和3年度より普通交付税の合併優遇措置が廃止され、本来の算定方法による普通交付税額（一本算定）となったため、依存財源（国や県から交付される収入など）の割合が高い本市の財政状況は、これまで以上に厳しいものとなっていきます。

このような財政状況下において、公共施設等に多くの予算を費やすことは困難であるため、今まで以上に効率的かつ計画的な施設運営を実施するとともに、施設の老朽度やその緊急性により、優先順位を定めるなど、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するなど、次世代に残る負担を可能な限り軽減していく必要があります。

第7章 公共施設等の現状

1. 施設保有量

(1) 公共施設

市が保有している公共施設の延床面積については、計 409,806 ㎡で、中でも公営住宅が 47.3%を占めています。本市は、平成 18 年 3 月に 1 市 3 町で合併し、旧市町で建設した公共施設を引き継いでおり、合併して 20 年が経過した現在においても多くの公共施設を保有しています。福岡県内においても人口 1 人あたりの施設面積では県内で 8 番目に多い状況です。

図表 施設分類ごとの延床面積及び割合

分類	主な施設	延床面積	割合
行政系施設	庁舎、詰所・格納庫	17,398 ㎡	4.2%
学校教育系施設	小学校、中学校、高等学校	79,198 ㎡	19.3%
公営住宅	市営住宅、市営住宅集会所	193,832 ㎡	47.3%
市民文化系施設	市民センター、ホール	5,333 ㎡	1.3%
社会教育系施設	公民館、図書館、美術館 等	26,614 ㎡	6.5%
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、プール、キャンプ村 等	29,746 ㎡	7.3%
産業系施設	道の駅、活性化センター 等	15,746 ㎡	3.8%
子育て支援施設	保育所、学童保育所	4,000 ㎡	1.0%
保健・福祉施設	保健センター、いこいの家 等	7,677 ㎡	1.9%
公園	公園	0 ㎡	0.0%
供給処理施設	クリーンセンター 等	6,063 ㎡	1.5%
その他	斎場、旧小学校、納骨堂 等	24,200 ㎡	5.9%
合計		409,806 ㎡	100.0%

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

出典：令和 5 年度固定資産台帳

図表 人口 1 人あたりの公共施設延床面積（福岡県内 60 市町村）

順位	団体名	延床面積／人口	順位	団体名	延床面積／人口
1	東峰村	22.34 ㎡	51	福津市	2.59 ㎡
2	添田町	19.27 ㎡	52	須恵町	2.57 ㎡
3	大任町	17.02 ㎡	53	粕屋町	2.52 ㎡
4	川崎町	13.98 ㎡	54	広川町	2.50 ㎡
5	糸田町	13.30 ㎡	55	那珂川市	2.41 ㎡
6	福智町	11.90 ㎡	56	春日市	2.35 ㎡
7	田川市	11.68 ㎡	57	筑紫野市	2.17 ㎡
8	嘉麻市	11.27 ㎡	58	志免町	2.12 ㎡
9	赤村	10.94 ㎡	59	太宰府市	2.06 ㎡
10	小竹町	10.46 ㎡	60	大野城市	1.91 ㎡
		：	県内平均		4.12 ㎡

出典：総務省「住民基本台帳人口（2023.1.1 時点）」「公共施設状況調経年比較表（2023.3.31 時点）」

〔主な公共施設の設置状況〕

図表 主な公共施設の設置状況

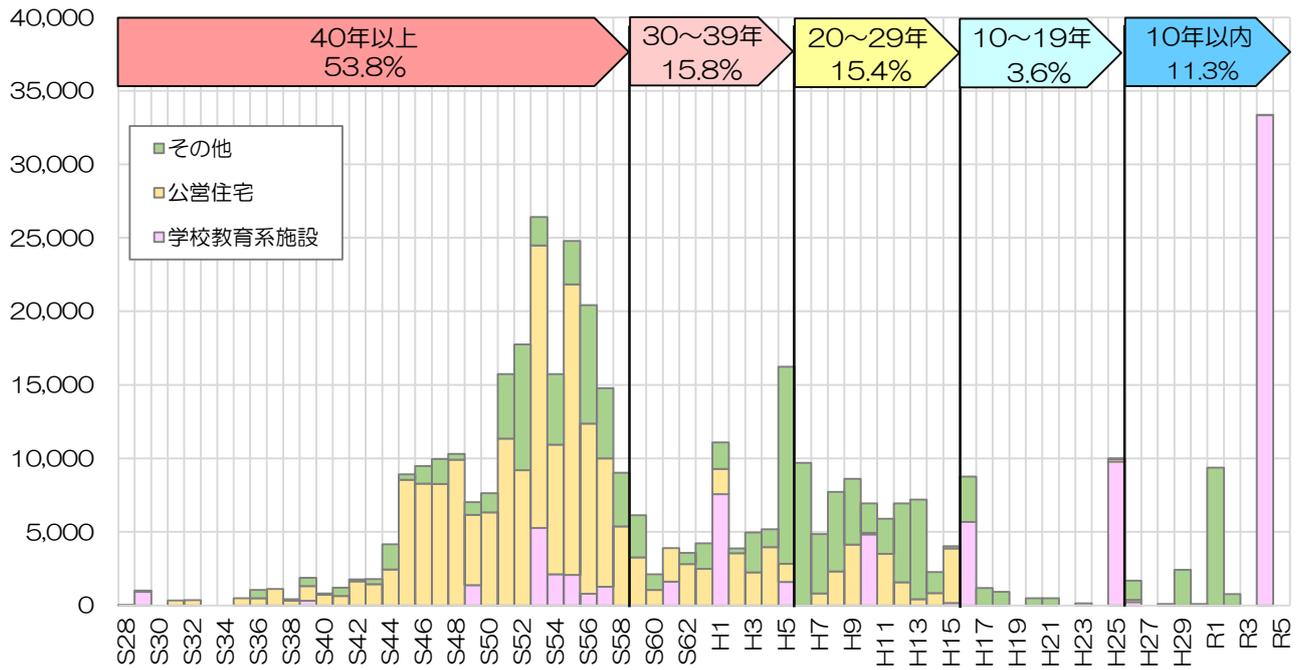
施設種別	設置数			1施設当たり人口			人口1人当たり床面積		
	嘉麻市	県内市平均	県内類団平均	嘉麻市	県内市平均	県内類団平均	嘉麻市	県内市平均	県内類団平均
体育館	7.0	3.1	1.0	5,076人	31,769人	42,808人	0.401㎡	0.109㎡	0.103㎡
野球場	5.0	2.0	1.0	7,106人	35,968人	42,808人	1.583㎡	0.528㎡	0.426㎡
プール	2.0	1.0	1.0	17,766人	36,872人	11,426人	0.025㎡	0.009㎡	0.025㎡
公営住宅	3,303	935	2,781	11人	414人	39人	—	—	—
図書館	4.0	2.2	1.0	8,883人	50,324人	42,808人	0.108㎡	0.046㎡	0.047㎡

出典：総務省「住民基本台帳（2023.1.1時点）」「公共施設状況調経年比較表（2023.3.31時点）」

集計条件

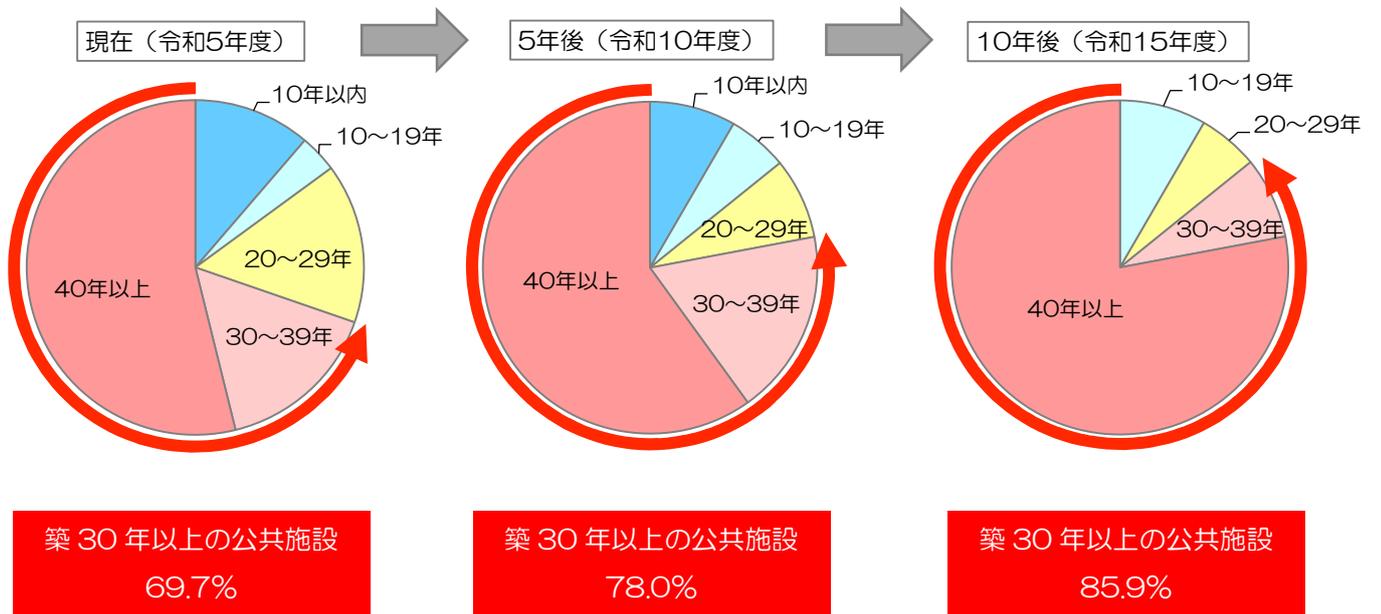
令和5年度住民基本台帳、令和5年度公共施設状況等調査を基礎データとして集約
 政令指定都市（北九州市・福岡市）を除く
 県内市平均及び県内類団平均は、嘉麻市を除く平均値
 1施設当たり人口、人口1人当たり床面積の赤字は県内1位

図表 公共施設建設時期（単位：㎡）



出典：令和5年度固定資産台帳

図表 公共施設築年数の推移



(2) インフラ資産

本市が保有している道路、橋梁、上水道の保有量は、以下の表のとおりです。(令和6年3月末時点)

道路

種別	分類	実延長計	道路面積
道路	1級(幹線)市道	73,344.6m	669,141.3 m ²
	2級(幹線)市道	62,544.8m	436,027.7 m ²
	その他の市道	386,005.1m	1,974,145.4 m ²
	自転車歩行者道	34,414.2m	105,245.2 m ²

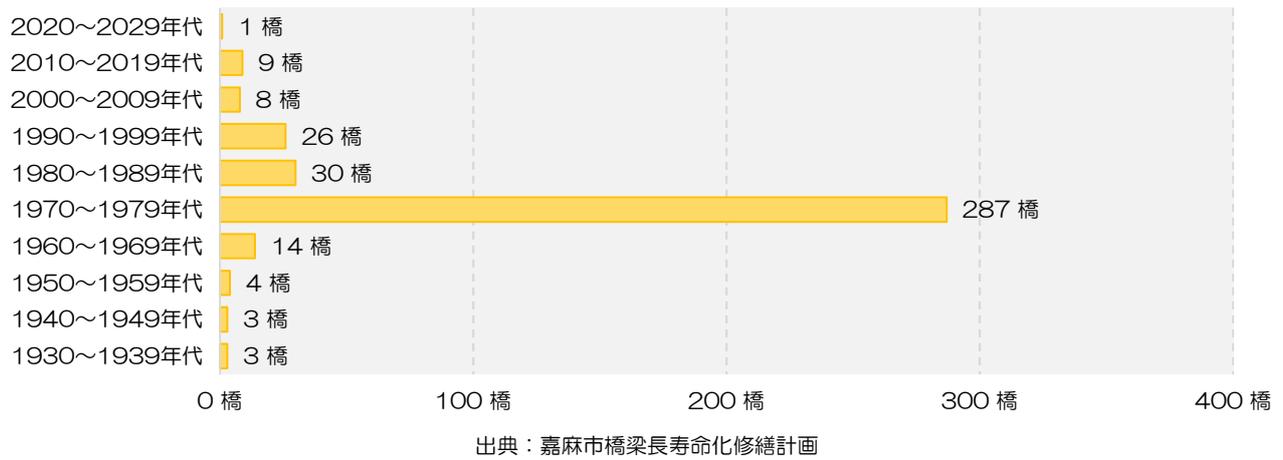
橋梁

嘉麻市が管理する橋梁は、2024年時点で「385橋」(橋長2.0m以上の道路橋を対象とし土被り1m未満のボックスカルバート形式も含む)となっています。一般的に橋梁の更新時期は架設から50~60年程度と言われており、嘉麻市の橋梁の多くが高度経済成長期の発展とともに建設されたことから、30年後には多くの橋梁が更新時期を迎え、財政的な課題が生じてくることとなります。

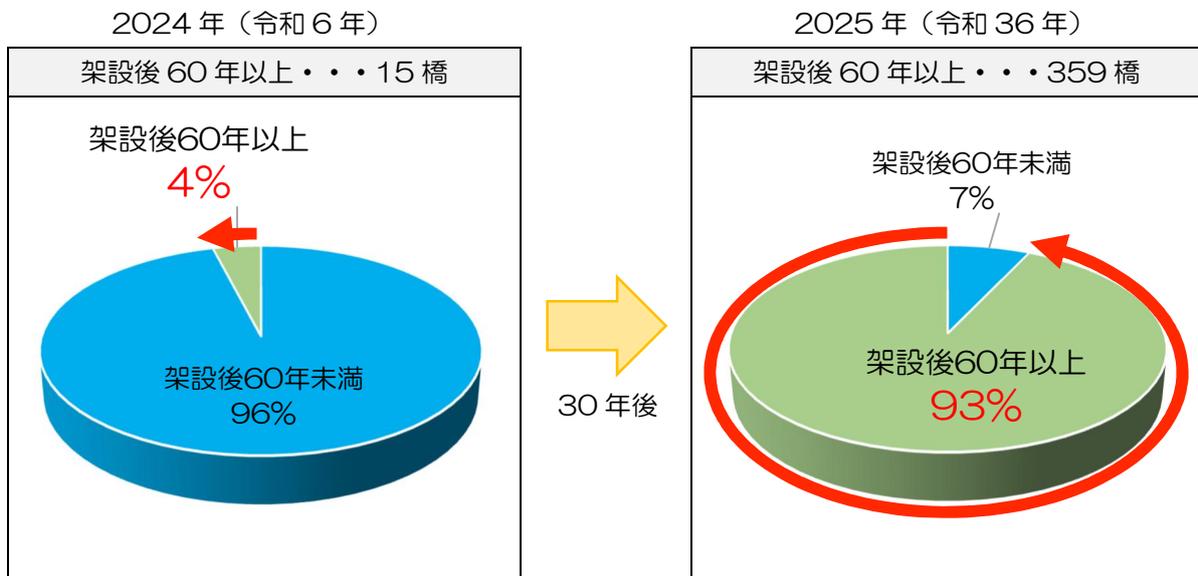
種別	1級市道	2級市道	その他市道	合計
橋梁	64橋	52橋	269橋	385橋

種別	実延長計	橋梁面積
橋梁	4,004.9m	26,070.13 m ²

図表 架設年次ごとの橋梁数（全 385 橋：2024 年 4 月時点）



図表 架設後 60 年以上経過した橋梁の割合（全 385 橋：2024 年 4 月時点）

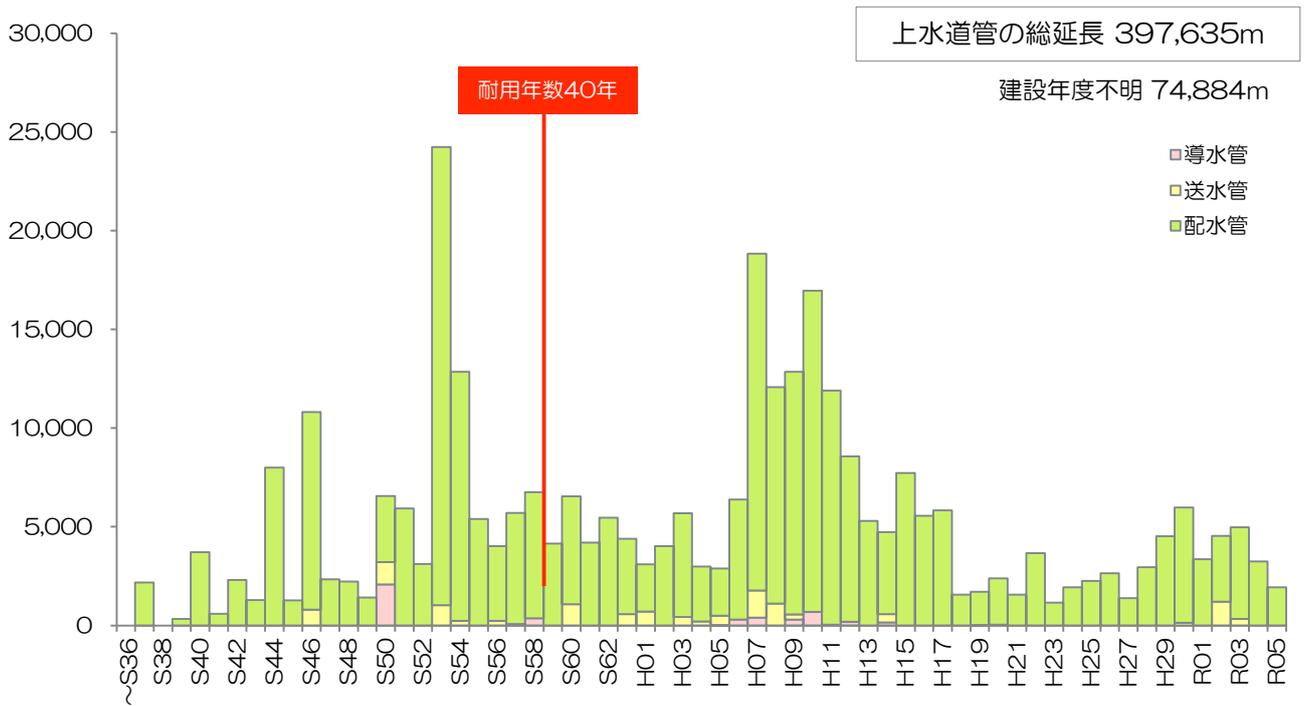


上水道

対象資産は、以下のとおりとなっています。

種別	導水管計	送水管計	配水管計
上水道	4,783m	12,224m	380,628m

図表 上水道建設時期（単位：m）

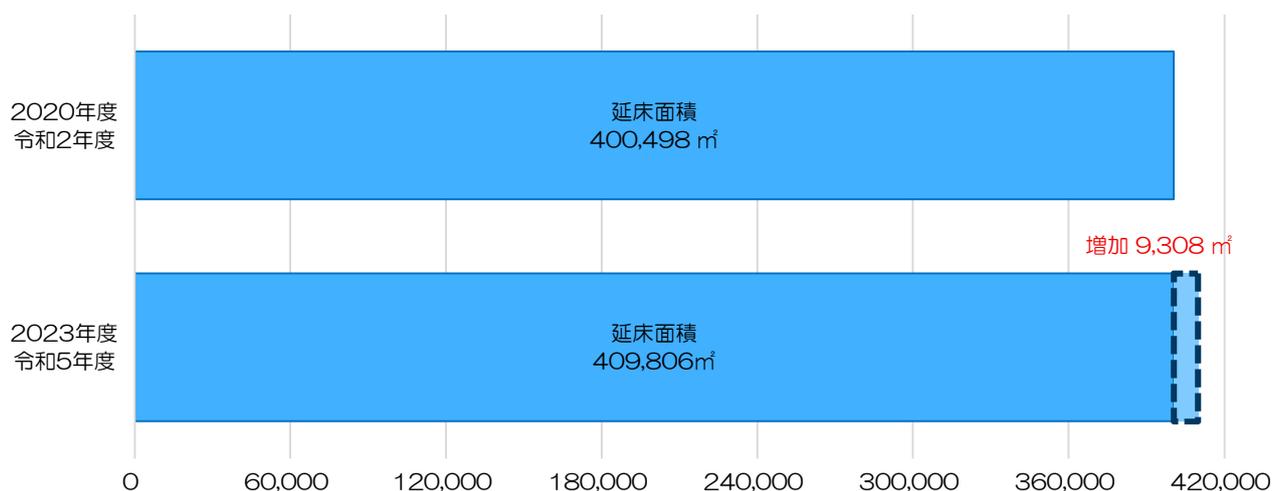


出典：水道局資料

2. 施設整備量の推移

本市が保有している公共施設は、令和2年度から令和5年度までの3年間で9,308㎡増加しています。増加の主な要因は、義務教育学校開校によるものです。今後の対策として、未使用となった旧学校教育施設の解体など適正保有量を目指した取り組みが必要です。

図表 施設整備量の推移



出典：令和2年度固定資産台帳、令和5年度固定資産台帳

図表 施設整備量の推移内訳

(単位：㎡)

分類	延床面積の推移		増減
	令和2年度時点	令和5年度時点	
行政系施設	17,324	17,398	74
学校教育系施設	81,434	79,198	▲ 2,236
公営住宅	194,005	193,832	▲ 173
市民文化系施設	5,333	5,333	0
社会教育系施設	26,733	26,614	▲ 119
スポーツ・レクリエーション系施設	28,464	29,746	1,282
産業系施設	15,085	15,746	660
子育て支援施設	5,945	4,000	▲ 1,944
保健・福祉施設	8,064	7,677	▲ 388
公園	0	0	0
供給処理施設	6,063	6,063	0
その他	12,049	24,200	12,151
合計	400,498	409,806	9,308

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

図表 主な増減要因

増加	新築 約 36 千㎡	稲築西義務教育学校、稲築東義務教育学校、碓井義務教育学校等
	調査判明 約 1 千㎡	旧嘉穂プール管理棟、山田野球場
減少	除却・売却 約 28 千㎡	稲築西小学校、碓井小学校、稲築東中学校、稲築学校給食センター、 稲築西学童保育所 B、碓井学童保育所 B、山野保育所、旧嘉穂林業振興センター

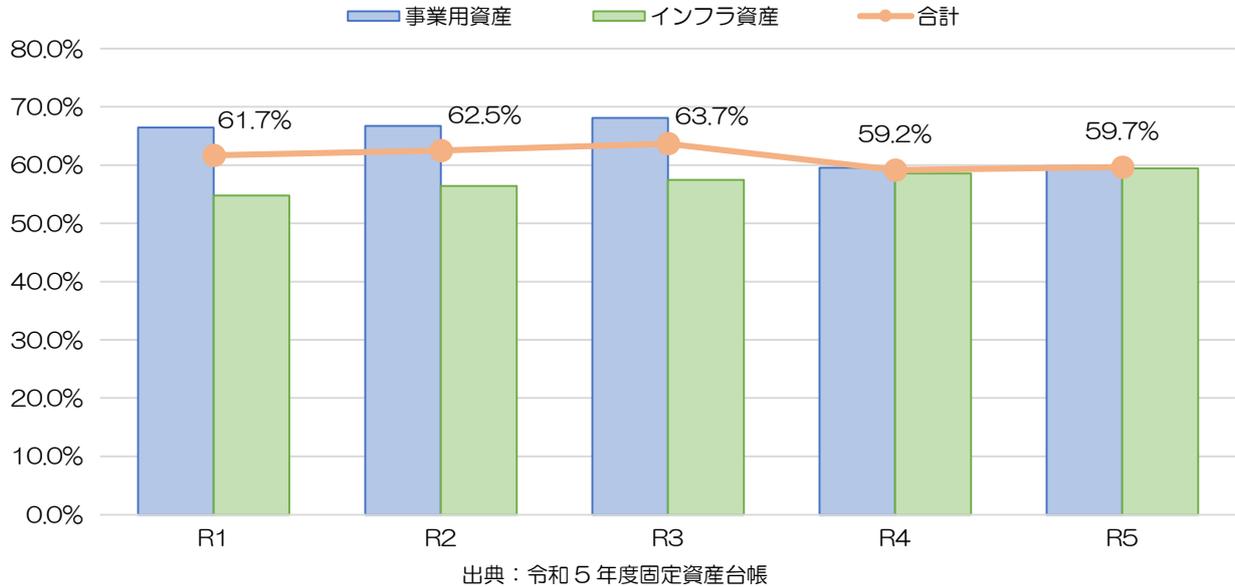
図表 令和 7 年度解体施設一覧

解体 約 8.6 千㎡	旧宮野小学校校舎 (2,376 ㎡)、体育館 (653 ㎡)
	旧千手小学校校舎 (1,479 ㎡)、体育館 (680 ㎡)
	旧泉河内小学校校舎 (811 ㎡)、体育館 (680 ㎡)
	上山田住民ホール (892 ㎡)
	稲築老人憩の家 (370 ㎡)
	稲築社会福祉センター (625 ㎡)

3. 老朽化比率（有形固定資産減価償却率）の推移

本市が保有している公共施設等の老朽化比率は、事業用資産で 59.8%、インフラ資産で 59.4%となっています。特に義務教育学校新設により、事業用資産は令和4年度に改善しています。

図表 老朽化比率（有形固定資産減価償却率）の推移



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業用資産（公共施設）					
取得価額（円）	57,531,060	57,019,121	56,546,119	66,186,232	64,676,891
減価償却累計額（円）	38,221,965	38,031,759	38,503,960	39,415,791	38,683,314
減価償却率	66.4%	66.7%	68.1%	59.6%	59.8%
インフラ資産					
取得価額（円）	39,393,573	39,514,955	40,022,916	40,573,718	41,239,993
減価償却累計額（円）	21,568,443	22,284,504	23,007,141	23,749,012	24,500,442
減価償却率	54.8%	56.4%	57.5%	58.5%	59.4%
合計					
取得価額（円）	96,924,632	96,534,077	96,569,035	106,759,950	105,916,884
減価償却累計額（円）	59,790,408	60,316,262	61,511,101	63,164,803	63,183,756
減価償却率	61.7%	62.5%	63.7%	59.2%	59.7%

（老朽化比率とは）

取得価額に対する減価償却累計額の割合です。本計画では、国税庁の定める法定耐用年数に基づき、新規整備からどの程度経過しているかを算出し、老朽化比率（有形固定資産減価償却率）とみなします。

平均的な老朽化比率は、35%～50%程度といわれており、100%に近いほど老朽化が進んでいます。

ただし、あくまでもデータ上の数値であり、実際の建物の物理的な老朽化を表すものではありませんが、方向性等を検討する際の1つの指標とします。

$$\text{老朽化比率} = (\text{減価償却累計額} \div \text{取得価額}) \times 100$$

4. 維持管理・更新等に係る経費

(1) 維持管理に係る経費

本市が保有している公共施設の維持管理に係る経費は次のとおりです。

全体では公営住宅や学校関連、社会教育施設に係る維持管理経費が上位を占めており、施設の最適化を推進しない限り、将来的負担として経常的に発生することが考えられます。

上位3項目

図表 維持管理経費

(単位：千円)

区分	項目	令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
		物件費	維持補修費	物件費	維持補修費	物件費	維持補修費	物件費	維持補修費	物件費	維持補修費
決算統計 46表	公園	53,787	4,366	59,740	4,029	58,816	2,794	52,393	3,553	60,595	4,092
	公営住宅等	48,387	100,059	45,695	97,279	40,445	81,239	44,497	69,981	43,372	69,273
	し尿処理施設	8,897	2,426	8,538	268	8,935	0	8,634	449	8,066	176
	ごみ処理施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育所	998	609	8,165	1,154	504	1,684	500	1,347	532	730
	児童遊園	4,587	744	3,455	527	5,949	473	5,169	1,259	6,020	814
	老人福祉センター	28,484	1,343	29,354	572	29,353	1,309	29,609	788	31,846	60
	老人憩の家	22,186	459	23,333	1,481	23,333	651	24,011	1,638	26,693	464
	本庁舎	69,957	614	110,979	42	112,012	11	111,084	538	111,071	554
	支所・出張所	65,532	925	51,820	1,564	33,056	532	33,684	1,268	32,566	1,266
	児童館	75,475	772	11,813	722	11,329	407	13,307	1,071	8,323	185
	公会堂・市民会館	57,754	1,037	50,912	2,873	51,750	2,022	67,737	1,919	71,061	1,966
	公民館	17,892	1,744	12,260	2,370	12,335	2,625	19,711	1,148	20,454	876
	図書館	42,914	902	40,944	924	42,498	1,114	108,323	2,143	108,328	837
決算統計 11表	消防費	61,264	902	62,763	2,053	50,852	1,112	35,406	8,643	37,064	3,658
	教育総務費	82,698	0	49,289	0	45,077	0	37,561	0	39,986	0
	小学校費	337,345	11,840	419,213	5,916	274,920	6,251	248,428	4,141	315,449	2,304
	中学校費	193,197	5,618	222,612	5,319	160,182	5,863	143,300	5,461	77,014	2,662
	高等学校	20,958	286	9,683	155	22,742	193	12,034	224	11,687	588
	社会教育	265,538	7,768	153,067	10,355	164,077	12,820	285,707	10,543	292,690	4,649
	体育施設費等	146,778	4,017	147,128	5,583	132,791	3,791	136,544	2,453	149,520	4,520
学校給食費	229,226	6,332	177,296	1,398	188,334	1,313	182,995	434	257,851	2,885	
小計	1,833,854	152,763	1,698,059	144,584	1,469,290	126,204	1,600,634	119,001	1,710,188	102,559	
合計	1,986,617		1,842,643		1,595,494		1,719,635		1,812,747		

出典：決算統計 11 表、46 表

(2) 更新等に係る経費

公共施設

試算条件

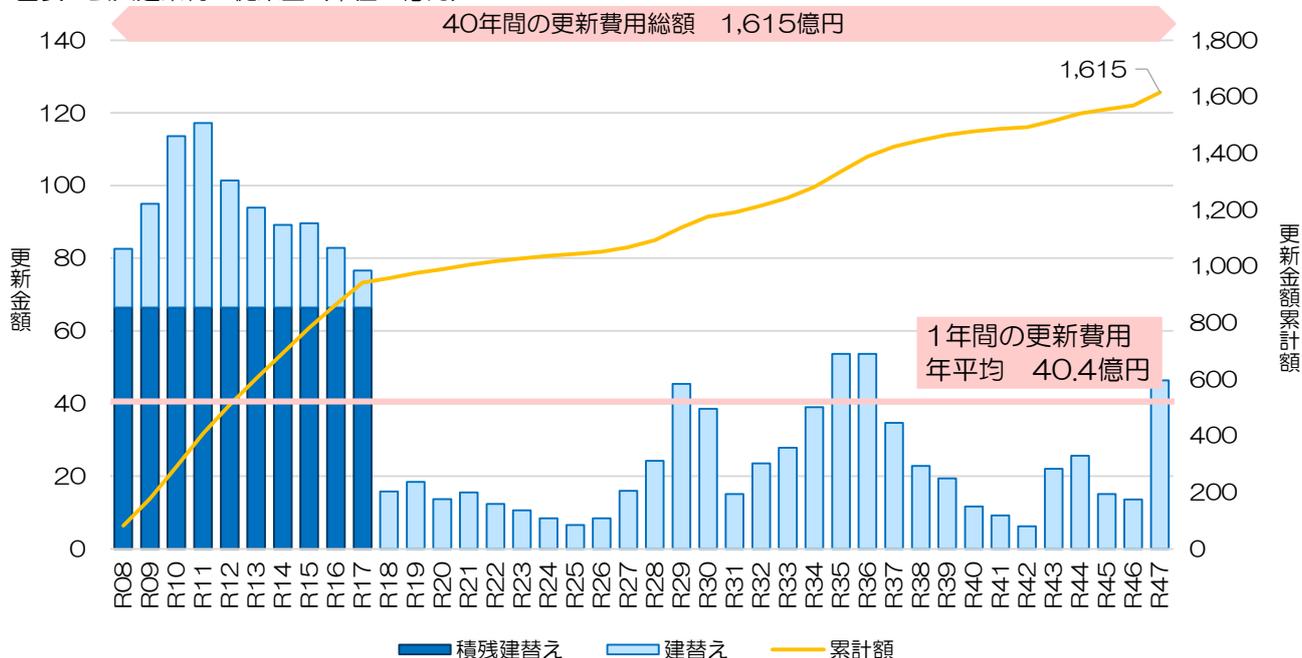
区分	従来型	長寿命化型																																																																			
基準年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度を基準年度とし、固定資産台帳の施設情報をもとに試算します。 																																																																				
対策時期	<ul style="list-style-type: none"> 大規模改修が済んでいる施設は、その実施年度から30年後に工期2年間で建替えます。 																																																																				
	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数到来年度の翌年度に建替えを行うこととし、大規模改修は行いません。 工期は、建替え工事2年間とします。 耐用年数に達している施設は、建替え費用を令和8年度から10年間で均等計上します。 	<ul style="list-style-type: none"> 築30年目に大規模改修、築60年目の翌年度に建替えをします。 工期は、大規模改修1年間、建替え工事2年間とします。 耐用年数には達していないが、大規模改修年度に達している施設は、大規模改修費用として令和8年度から10年間で均等計上します。 耐用年数に達している施設は、大規模改修を行わず、建替えを行います。その際の建替え費用は令和8年度から10年間で均等計上します。 公営住宅のみは、公営住宅法施行令第13条で定められている耐用年限の考え方を採用し、大規模改修年度は、耐用年限の中間期、建替え年度は耐用年限とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅</th> <th>建替え(耐用年限)</th> <th>大規模改修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐火</td> <td>70年</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>準耐火・簡二</td> <td>45年</td> <td>23年</td> </tr> <tr> <td>木造・簡平</td> <td>30年</td> <td>15年</td> </tr> </tbody> </table>	住宅	建替え(耐用年限)	大規模改修	耐火	70年	35年	準耐火・簡二	45年	23年	木造・簡平	30年	15年																																																							
住宅	建替え(耐用年限)	大規模改修																																																																			
耐火	70年	35年																																																																			
準耐火・簡二	45年	23年																																																																			
木造・簡平	30年	15年																																																																			
対策費用	<ul style="list-style-type: none"> 対策費用は、延床面積*と設定単価から算出します。 ※令和5年度固定資産台帳における床面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>建替え</th> <th>大規模改修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1㎡あたりの工事単価</td> <td>39万円/㎡</td> <td>23万円/㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>大規模改修は建替えの6割を設定</p> <p><建替え工事の単価積算資料> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">(A)</th> <th rowspan="2"></th> <th>(B)</th> <th>(C)</th> <th>(D) ※3</th> <th>(E) 現在価値化</th> </tr> <tr> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>機械工事</th> <th>延床面積</th> <th>(A) / (B)</th> <th>物価上昇率</th> <th>平均単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲築西義務教育学校※1</td> <td>2,177,343</td> <td>768,898</td> <td>547,666</td> <td>3,493,907</td> <td>12,180㎡</td> <td>287</td> <td>10%</td> <td>316</td> </tr> <tr> <td>稲築東義務教育学校※1</td> <td>1,808,263</td> <td>534,697</td> <td>602,741</td> <td>2,945,702</td> <td>12,345㎡</td> <td>239</td> <td>10%</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>碓井義務教育学校※1</td> <td>2,049,982</td> <td>366,565</td> <td>437,377</td> <td>2,853,924</td> <td>11,689㎡</td> <td>244</td> <td>10%</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>稲築地区公民館※2</td> <td>656,700</td> <td>276,175</td> <td>171,380</td> <td>1,104,255</td> <td>1,542㎡</td> <td>716</td> <td>0%</td> <td>716</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>391</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 固定資産台帳の取得価額、数量を採用 ※2 令和8年度供用を前提とした当初契約額 ※3 義務教育学校の工事以降の物価上昇率として設定</p>		区分	建替え	大規模改修	1㎡あたりの工事単価	39万円/㎡	23万円/㎡		(A)				(B)	(C)	(D) ※3	(E) 現在価値化	建築工事	電気工事	機械工事	延床面積	(A) / (B)	物価上昇率	平均単価	稲築西義務教育学校※1	2,177,343	768,898	547,666	3,493,907	12,180㎡	287	10%	316	稲築東義務教育学校※1	1,808,263	534,697	602,741	2,945,702	12,345㎡	239	10%	262	碓井義務教育学校※1	2,049,982	366,565	437,377	2,853,924	11,689㎡	244	10%	269	稲築地区公民館※2	656,700	276,175	171,380	1,104,255	1,542㎡	716	0%	716									391
区分	建替え	大規模改修																																																																			
1㎡あたりの工事単価	39万円/㎡	23万円/㎡																																																																			
	(A)				(B)	(C)	(D) ※3	(E) 現在価値化																																																													
	建築工事	電気工事	機械工事		延床面積	(A) / (B)	物価上昇率	平均単価																																																													
稲築西義務教育学校※1	2,177,343	768,898	547,666	3,493,907	12,180㎡	287	10%	316																																																													
稲築東義務教育学校※1	1,808,263	534,697	602,741	2,945,702	12,345㎡	239	10%	262																																																													
碓井義務教育学校※1	2,049,982	366,565	437,377	2,853,924	11,689㎡	244	10%	269																																																													
稲築地区公民館※2	656,700	276,175	171,380	1,104,255	1,542㎡	716	0%	716																																																													
								391																																																													
個別設定	<ul style="list-style-type: none"> 令和6,7年度に解体・売却を行った施設は、将来の建替え経費の試算には含みません。 設定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅は、市営住宅長寿命化計画(令和5年3月)の事業手法選定(3次判定結果)を反映しています。 市営住宅以外は、令和7年5月に行った「各課向け予備調査」の結果を反映しています。 稲築地区公民館は、令和7年度の建設工事として、契約金額を反映(建築6.5億、電気2.7億、機械1.7億)しています。 																																																																			

① 単純更新した場合の見込み（従来型）

各施設の耐用年数到来時に建替えを行う前提での必要金額は以下のとおりです。

今後40年間で約1,615億円（年平均約40億4千万円）必要となる試算になります。

図表 公共建築物 従来型（単位：億円）

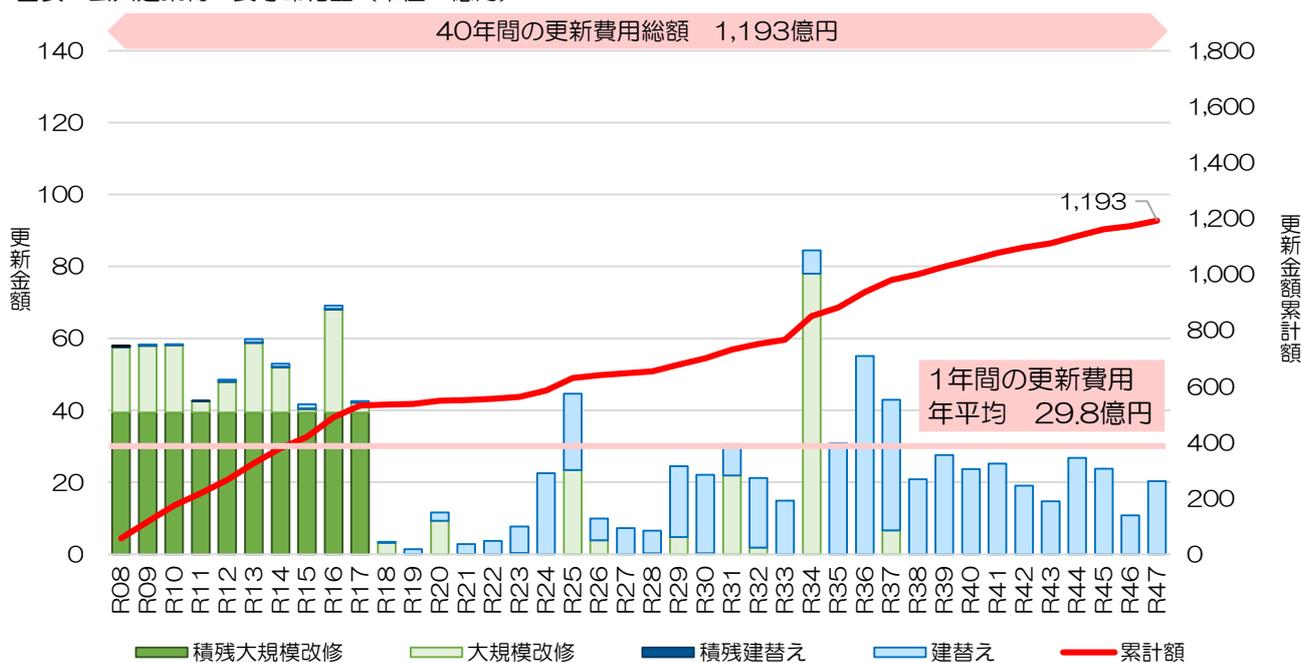


出典：令和5年度固定資産台帳

② 長寿命化対策などを反映した場合の見込み（長寿命化型）

各施設を築30年後に大規模改修、築60年後に建替えを原則とした場合（一部例外あり）の必要金額は以下のとおりです。今後40年間で約1,193億円（年平均約29億8千万円）必要となる試算になります。

図表 公共建築物 長寿命化型（単位：億円）



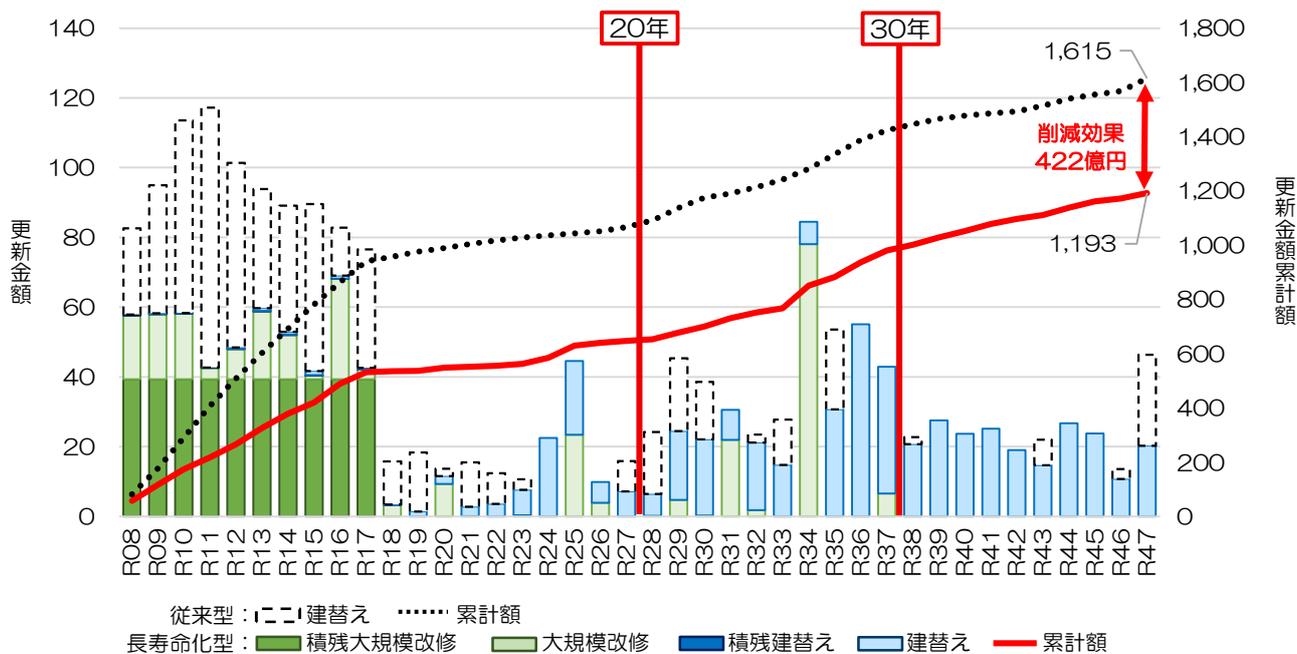
出典：令和5年度固定資産台帳

③ 対策の効果額

従来型と長寿命化型を比較すると、令和 47 年度時点で約 422 億円の削減効果が見込まれます。

施設ごとに目標耐用年数を設定し大規模改修など適切な長寿命化対策を実施することにより、安全に施設の長期使用が可能になります。また、中長期的な更新金額の削減が見込まれ、さらに、複合化・集約化・統廃合を行うことで施設保有量を削減し、施設のランニングコスト（維持管理経費）の圧縮も期待されます。

図表 公共建築物の更新に係る中長期的な経費の見込み（単位：億円）



出典：令和 5 年度固定資産台帳

道路

図表 保有量

種別	分類	実延長計	道路面積
一般道路	1級（幹線）市道	73,344.6m	669,141.3㎡
	2級（幹線）市道	62,544.8m	436,027.7㎡
	その他の市道	386,005.1m	1,974,145.4㎡
自転車歩行者道	自転車歩行者道	34,414.2m	105,245.2㎡

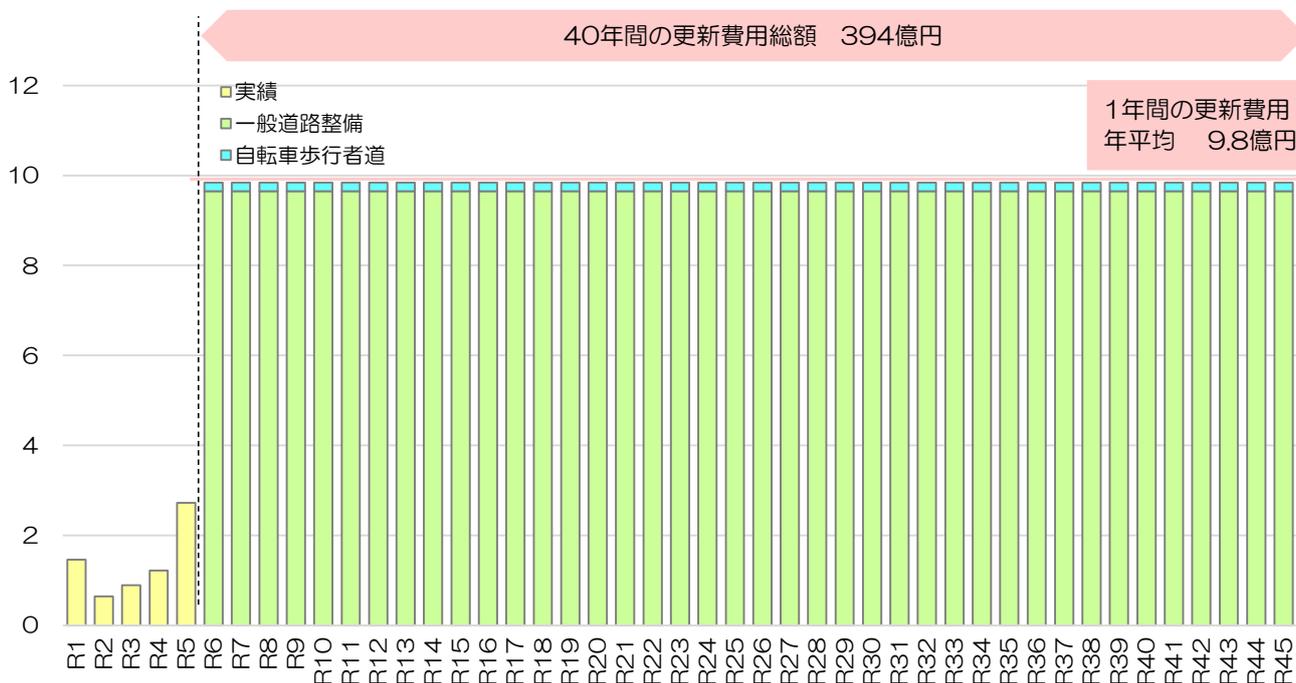
<試算条件（道路）>

- 整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- 更新年数は15年とし、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- 更新単価は以下のとおりとします。

分類	更新単価
一般道路	4,700円/㎡
自転車歩行者道	2,700円/㎡

※総務省更新費用試算ソフトの単価に準拠

図表 更新費用の推計（道路）（単位：億円）



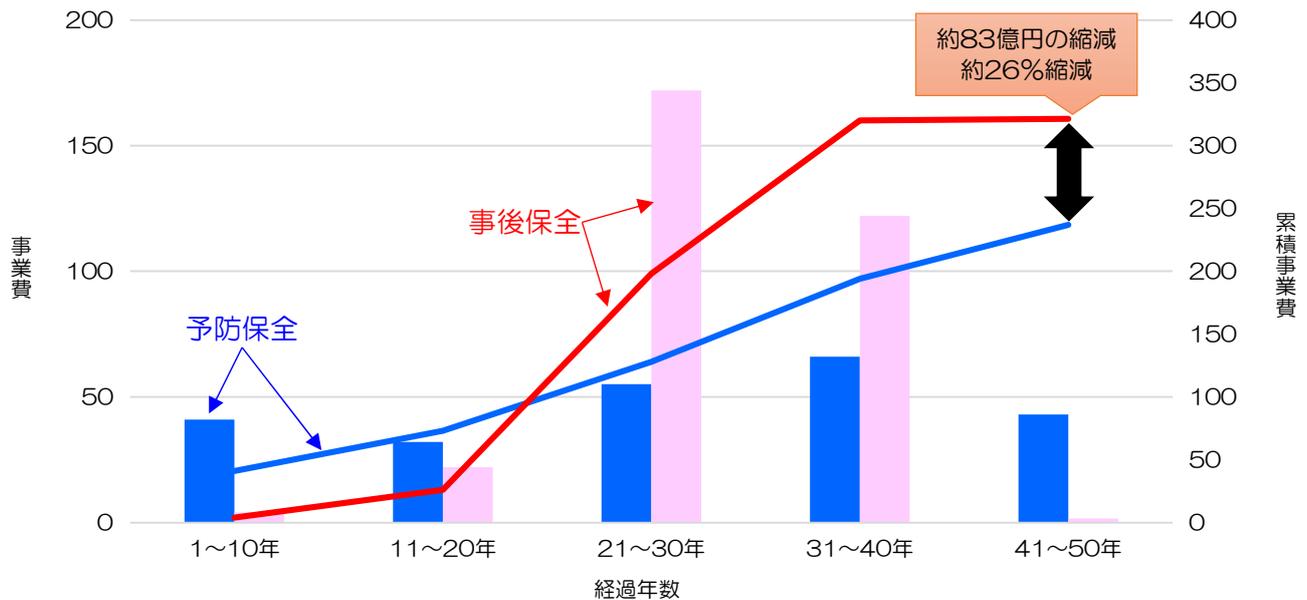
資料：R1～R5の実績データは決算統計より

橋梁

橋梁長寿命化修繕計画を策定する 385 橋について、今後 50 年の事業費を比較すると、従来の事後保全型が 320.3 億円に対し、橋梁長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が 237.0 億円となり、コスト縮減効果として約 26%の縮減となります。

また、予防的補修を行うことで全体的な施設の健全性が向上するとともに、長期に渡る交通規制が減少するなど、緊急時の輸送ルートや経済活動ルートなどが恒常的に確保されます。

図表 事後保全型と予防保全型の事業費比較（単位：億円）



出典：令和 7 年 2 月 嘉麻市橋梁長寿命化修繕計画より

上水道

図表 保有量

種別	導水管計	送水管計	配水管計
上水道	4,783m	12,224m	380,628m

<試算条件（上水道）>

- 管径別の延長を更新年数で割った延長を毎年の更新量と仮定します。
- 更新年数は40年とします。
- 管径別の延長に、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。
- 更新単価は、以下のとおりそれぞれ管径別に単価を設定します。

導水管及び送水管

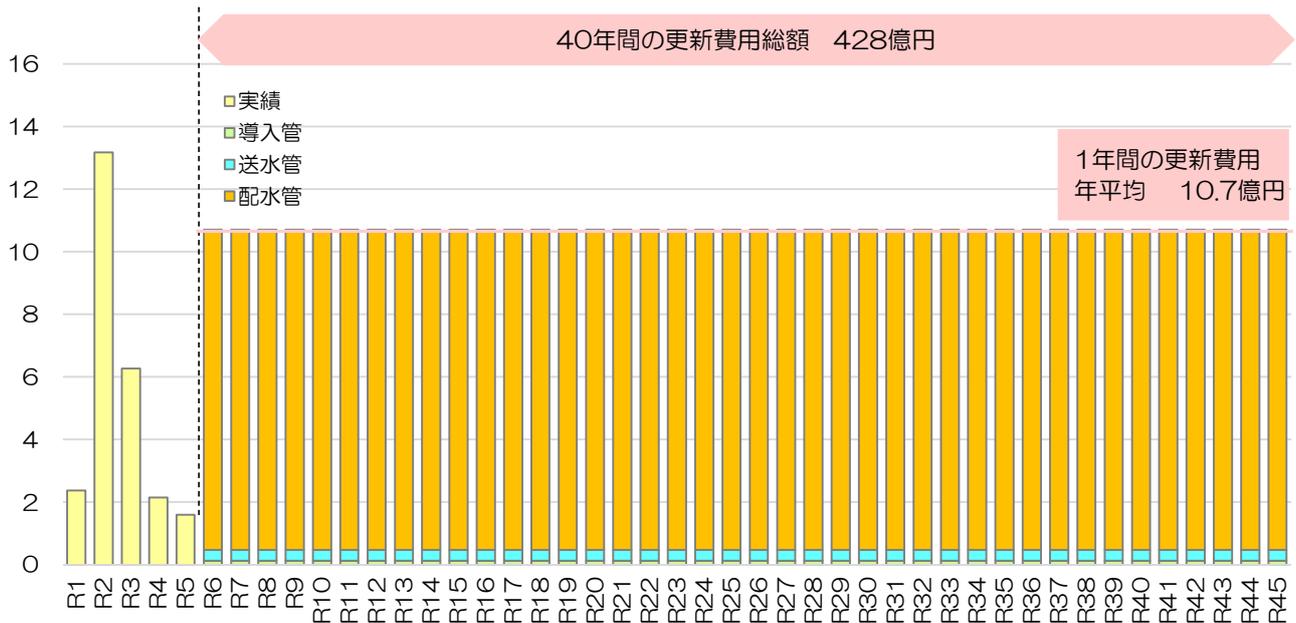
分類	更新単価
～300mm未満	100 千円/m
300～650mm未満	161 千円/m

配水管

分類	更新単価
～300mm以下	106 千円/m
300～650mm以下	158 千円/m

※総務省更新費用試算ソフトの単価に準拠

図表 更新費用の推計（上水道）（単位：億円）



資料：R1～R5の実績データは決算統計より

5. 過去に行った対策の実績

対象の直近2カ年の改修等の実績について、下表に整理します。

(抽出条件)

- 決算執行データを以下のルールにて抽出。
- 会計「一般会計」、節名「工事請負費」で対象取引を抽出し次の対策区分に細分化。
- 対策区分

長寿命化	大規模改修、屋上防水、外壁塗装など
保有量削減	施設解体
統廃合	義務教育学校など
安全防災	法面工事、浚渫工事、遊具撤去、防犯灯・カメラ設置など
快適性	空調設備更新
ユニバーサルデザイン	トイレ洋式化、手摺り設置、公園遊具整備など

【令和4年度】

長寿命化	小学校総務管理費	上山田小学校校舎外壁改修工事他 下山田小学校ランチルーム・アリーナ照明改修工事 牛隈小学校体育館改修工事
	中学校総務管理費	山田中学校機械設備等改修工事
	体育館管理費	嘉穂総合体育館特定天井改修工事他 稲築武道館床改修工事
	市営住宅改善実施事業	市営住宅屋上外壁等改修工事 (山田さくらが丘団地、山田東ヶ丘団地、 山田西ヶ丘団地)
	道路橋りょう長寿命化事業	白木橋架替工事 平東橋補修工事 漆生字柿木橋補修工事
	プール管理費	サルビアパーク改修工事 スイミングプラザなつき改修工事
	観光拠点施設管理事業	農業体験施設外壁等改修工事 (足白農泊施設農業体験施設)
	テニスコート管理費	稲築屋内球技場照明取替工事
	キャンプ村管理運営事業	古処山キャンプ村設備改修工事 古処山キャンプ村塗装工事
	生涯学習センター費(夢サイト)	嘉穂生涯学習センター改修工事
	消防施設管理等事業	外装補修工事(第5分団牛隈分隊格納庫)

長寿命化	公立公民館・自治公民館 連携強化推進事業	碓井琴平団地区公民館改修工事
	碓井総合支所維持管理費	碓井庁舎エレベーター外壁補修工事
	社会福祉施設運営事業	山田いこいの家木柵改修工事
保有量削減	市営住宅改善実施事業	山田地区市営住宅除却 稲築・嘉穂地区市営住宅
	消防施設管理等事業	桑野分隊格納庫解体
	野球場管理費	山野野球場倉庫解体
統廃合	—	—
安全防災 対策	緊急自然災害防止対策事業	上山田蛭子地区法面对策工事 馬見地区道路法面防災工事 高畑・庄山線道路法面防災工事
	河川維持費	河川緊急浚渫工事（横町川、屏川、西川川、才田川、 小野谷川、木城川、安国寺川外）
	農業用施設維持管理事業	水路浚渫（一畝掘、上椎、スギ、口戸、山野他）
	道路橋りょう維持費	道路側溝浚渫（大倉・枝坂線、具嶋・赤松尾線他）
	公立保育所運営事業	どんぐり保育所門扉改修、樹木根撤去
	普通財産管理事業	下臼井西地区法面排水対策工事 上山田尾浦第一地区法面補修工事 上山田筑紫地区法面改修工事
	生活安全推進事業	防犯カメラ設置、防犯灯設置・建替
	観光施設整備維持管理事業	梅林公園（フェンス設置、調整池浚渫、法面整備）
	市営住宅維持・修繕実施事業	野添団地内フェンス取替、公園遊具撤去
	小学校総務管理費	熊ヶ畑小学校運動場フェンス取替
	児童遊園維持管理費	稲築別田児童遊園他2ヶ所遊具改修 嘉穂北区児童遊園遊具撤去
	指定文化財維持管理事業	沖出古墳害獣侵入防止柵設置
	生涯学習館運営事業（山田）	山田生涯学習館フェンス設置
	消防施設管理等事業	熊ヶ畑防火水槽改修
	公衆衛生事業	稲築東岩崎納骨堂法面保護
	快適性	プール管理費
保健センター管理運営事業		稲築保健センター空調機更新
公立保育所運営事業		鴨生保育所空調機取替
碓井総合支所維持管理費		碓井総合支所研修室空調機取替
ユニバーサ ルデザイン	児童福祉施設総務費	上山田学童保育所トイレ改修
	観光拠点施設管理事業	カホアルペ スロープ設置
	生涯学習センター費（夢サイト）	夢サイトかほ 手すり設置
	公園管理費	山田市民公園遊具整備

【令和5年度】

長寿命化	プール管理費	サルビアパーク改修工事
	市営住宅改善実施事業	浄化槽改修工事（山田西ヶ丘団地） 屋上・外壁等改修工事（山田さくらが丘団地）
	うすい人権啓発センターあかつき維持管理費	うすい人権啓発センターあかつき改修工事
	道路橋りょう長寿命化事業	漆生字柿木橋補修工事
	体育館管理費	稲築体育館給水管改修工事 昇降機・監視カメラ改修工事（嘉穂総合体育館）
	市営住宅維持・修繕実施事業	屋上トップコート塗替工事 （山田西ヶ丘団地、新大橋団地）
	キャンプ村管理運営事業	古処山キャンプ村屋根塗装工事
	ふるさと交流館なつきの湯管理事業	設備改修工事
	社会福祉施設運営事業	山田いこいの家屋上防水工事
	公立公民館・自治公民館連携強化推進事業	碓井西郷区公民館改修工事
	テニスコート管理費	碓井・稲築屋内テニスコート補修工事
	小学校総務管理費	下山田小学校屋上防水工事
	義務教育学校施設整備事業	稲築西学童保育所躯体防水工事
	集会所維持管理費	碓井六四田集会所屋根工事
保有量削減	市営住宅改善実施事業	山田地区市営住宅除却
統廃合	義務教育学校施設整備事業	稲築西義務教育学校建設工事 稲築東義務教育学校建設工事 碓井義務教育学校建設工事
安全防災 対策	緊急自然災害防止対策事業	林道正手長野線法面改良工事 上山田蛭子地区法面对策工事
	普通財産管理事業	上山田木城地区法面对策工事 法面整形工事・排水路浚渫工事（吉庵調整池）
	河川維持費	河川維持浚渫等工事 （才田川、長原川、郷浦川、畑川） 河川緊急浚渫工事（屏川、横町川）
	公園管理費	嘉穂益富城自然公園東屋撤去 嘉穂牛隈交通公園遊具整備工事
	指定文化財維持管理事業	沖出古墳害獣侵入防止柵設置
	小学校総務管理費	グラウンドバックネット緊急撤去（牛隈小学校） フェンス取替（熊ヶ畑小学校） 駐車場防犯灯増設（下山田小学校） 防犯カメラ更新（牛隈小学校）
	公立保育所運営事業	鴨生保育所防犯対策門扉改修

安全防災 対策	観光施設整備維持管理事業	法面維持管理工事・フェンス修繕（梅林公園）
	道路橋りょう維持費	西郷地区道路法面維持管理工事 側溝浚渫（岩崎地区、山野地区、泉河内・東畑線他）
	農業用施設維持管理事業	水路浚渫（山野、下臼井西、浦田上、岩崎地区他）
	生活安全推進事業	行政区防犯灯設置工事・建替工事・移設工事・撤去
	グラウンド管理費	嘉穂総合運動公園調整池浚渫工事
	災害対策事業	防災倉庫設置（牛隈北区集会所、 大橋自主防災組織原町、大隈区自主防災組織）
	児童遊園維持管理費	フェンス改修（碓井新道児童遊園） 遊具設置（碓井南ヶ丘児童遊園）
	中学校総務管理費	プール法面フェンス取替（山田中学校） 防犯カメラモニター等移設工事（嘉穂中学校） 監視カメラモニター増設工事（山田中学校）
	公衆衛生事業	碓井下臼井西地区納骨堂駐車場法面整備工事
	義務教育学校施設整備事業	稲築東義務教育学校東面目隠し改修
	公立公民館・自治公民館連携強化 推進事業	稲築銭代坊町内公民館フェンス設置
	市営住宅維持・修繕実施事業	稲築才田日吉団地内公園遊具撤去
快適性	嘉穂地区4分館運営事業	調理室・図書室・和室空調機設置（宮野分館集会室）
	小学校総務管理費	小学校空調機設置（牛隈小学校、下山田小学校）
	定時制高校管理費	大隈城山校空調機設置
	学校給食事業	調理休憩室空調機取付工事（下山田小学校） 検収室空調機取付工事（嘉穂小学校） 下処理室他空調機取付（上山田小学校）
	文化ふれあい伝承館運営費	伝習室空調機取替
	社会福祉施設運営事業	山田いこいの家空調機入替
	上山田住民ホール運営事業	上山田住民ホール講堂空調機設置
	生涯学習センター費（夢サイト）	夢サイトかほ中研修室空調機設置
	地区公民館費（碓井）	空調機取替（碓井地区公民館大・中会議室）
ユニバーサル デザイン	観光施設整備維持管理事業	梅林公園手摺設置
	プール管理費	サルビアパークアリーナ棟トイレ改修
	公衆衛生事業	手摺り設置 （嘉穂下益納骨堂、碓井上臼井東地区納骨堂）
	市営住宅維持・修繕実施事業	階段手摺設置（山田さくらが丘団地）

第2次嘉麻市公共施設等適正化基本方針

令和8年4月

嘉麻市 財政課 行政改革推進係

〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

TEL : 0948-42-7402 FAX : 0948-42-7095
